

ディゲスタ邦訳 第十八巻

内水主計
江南義之

第一章 購入契約について及び買主と売主との間で

起草された約款及びどのような物が売られる
ことができないかについて

1 パウルス 告示註解第三三巻

前文 購入及び売却の起源は交換由り始まる。というのは昔は貨幣はこのようではなく、一方が商品、他方が代価と呼ばれてもおらず、却って或者にあり余っているものが他の者に不足しているということが大概に起るので、各人は時と状況の必要に従って無用なものを有用なものに交換したからである。しかし私が熱望しているものを君が持っている際に引換えに君が受領することを望んでいるものを私が持っているということは必ずしも常にしかも容易には同時に起らなかったもので、そのもの公けで且永久的な評価が等しい量によって交換の困難から援助する材料が選ばれた。そして公けの刻印によって鑄造されたその材料は要素に因るよりもむしろ量に因って使用権と所有権

とを差し示す。最早両方共が商品とは呼ばれず、却ってもう一方は代価と呼ばれる。

§ 1 しかし貨幣なしで売却が今日でも云われることができるかどうかは疑われる。例えば私が下着を受領するために寛衣を与えたときがそれである。サピヌスとカッシウスは購入と売却であると思うが、ネルヴァとプロクルスは交換であって、これは購入ではないとする。サピヌスは次の詩句によってギリシヤの軍隊が銅、鉄及び奴隷によってブドウ酒を購入することを報告するホメロスを証人として用いている。

逆にここで毛深いアカイア人は自分達にブドウ酒を調達していた。或者は銅で、或者は輝く鉄で、或者は實際毛皮で、或者は牛自体で、或者は奴隷で

しかしこれらの詩句は次の詩句と同じく、購入ではなく、交換を表示すると見られる。

逆に既にサトルニウスの息子であるジュピテルはティデウス・ディオメデスを相手方として武器を交換するために、

グラウクスから意識をかき乱した。

しかしながらむしろ同じ詩人が他の箇所でも云うことがこの見解を支持して云われている。

自己の財産因り購入した。

しかしネルヴァとプロクルスの見解がより真実である。何故なら一方は売却することであり、他方は購入することであり、一方は買主、他方は売主、このように一方は代価であり他方は商品である。交換においては両者のうちのいずれが買主、いずれが売主であるかが判定されることはできないからである。

§ 2 しかしながら購入は万民法のものでありそしてそれ故に同意で実現され、不在者の間でも使者を通じても手紙を通じても契約されることが出来る。

2 ウルピアヌス サビヌス註解第一巻

前文 父親と息子の間で購入は契約されることはできないが、しかし軍事特有財産に属する物についてはできる。

§ 1 代価なしでは、何等の売却もない。しかしながら代価の払い渡ではなく、却って合意が文書なしで持たれた購入を完成する。

3 同人 サビヌス註解第二八巻

気に入らなかつたときには購入されなかつたことになるという了解で物が売られたときには、条件付で売られたのではなく、却って条件付で購入が解除されることが知られている。

4 ポンポニウス サビヌス註解第九巻

不知者由り購入されるときには、持たれることができない自由人の購入及び神聖地及び宗教地の購入はあると理解される。

5 パウルス サビヌス註解第五巻

蓋し自由人が奴隷由り識別されることが出来ることは困難であるからである。

6 ポンポニウス サビヌス註解第九巻

前文 しかし息子ケルススは、君が知っていながら自由人を購入することはできず、神聖地及び宗教地又は公有物のように取引権のないどのような物の譲渡も、君が譲渡できないことを知っているときには、ないと述べる。これは国民の財産中にはなく、却って公けの使用の中で持たれるものであって、マルティウス広場のようなものである。

§ 1 法定された期日に金銭が弁済されなかつたならば、土地は購入されなかつたことになり、中間時に買主が土地を耕作しそして果実をそれ因り収取したときには、それが購入されなかつたことにされることによつて返還され、その後売主が他に売却して不足額があるならば、それを買主が売主に履行する旨の約款によつて土地が一年、二年、三年の期日で売却したときには、期日迄に金銭が弁済されなかつたならば売主にはその名義で売主訴訟があると定められた。土地が購入されなかつたことにされたことで売主訴訟があるであろうと云われることに我々は当惑すべきではない。というのは購入と売却に於いては云われたことよりも寧ろ意図で行なわれたことを追従すべきであ

って、約款でそのことが云われた際にも、期日迄に金銭が弁済されなければ、売主が買主に債務を負わないこと、購入及び売却の全ての債務が両者共に解除されるのではないことだけの意図で行われたことは明らかであるからである。

§ 2 契約の初めに云われた条件はその後の約束で変えられることができる。両方共に履行されなければならなかったことが未だ成就されなかったときには、更に購入全体由り退去されることもできるようなものである。

7 ウルピアヌス サピヌス註解第二八卷

前文「所有者の裁量で計算を算定したときには」という奴隷の売却は条件的である。しかしながら条件付の売却は、条件が成就された際、その時に仕上げられる。しかし売却のこの条件は所有者自身が自己の裁量で思ったときか、それとも逆に善良な男の裁量で思ったときか？ 何故なら我々が所有者の裁量と受け止めるときには、売却は何等なくこれはちょうど或者が望んだであろうときにはというように売却したとき、或は、「私が望んだであろうときに、私は十金を与えるであろう」というように或者が問答契約者に誓約するときと同じである。というのは責任を負わされたか否かという点は主債務者の裁量に任せられるべきではないからである。従ってそれは所有者の裁量よりもむしろ善良な男の裁量にまかせられたと見られると古人によって定められた。随ってその者が計算を受領することができたのに受領しなかったとき、或は受領したが自分が受領

しなかったようなふりをするときには、購入の条件は成就され、売主は買主訴訟に因って訴えられることができる。

§ 1 「君がそれを購入した額」とか「私が箱の中に持っている代金の量」というような購入は有効である。というのはこれ程の明白に売却によって代価が不確定でないからである。物の真実に於いて不確定であるよりも寧ろどれだけの額で購入されたかが知らされていないからである。

§ 2 「土地は百金及び私がそれを売却したであろうそれ以上の額で私に購入される」というように或者が購入するときには、売却は有効であつて即座に成就される。というのは売却は百金という確定の価格を持つが、しかしながら、買主が土地をより以上の価格で売却したであろうときには、代価は増大されるであろうからである。

8 ポンポニウス サピヌス註解第九卷

前文 売られる物がなければ購入も売却も理解されることができない。にも拘らず将来の果実及び出生子は適法に購入され、その結果子が出産された際には既に取引が契約された際、その時に売却が為されたと理解される。しかし出生又は成らないようなことを売主が行なったときには、買主訴訟によって訴訟されることができる。

§ 1 にも拘らず度々物なしで売却が理解される。例えば恰も賭事のように購入される際がそれである。捕獲された魚或は鳥或は放擲物が購入される際にこれが為される。というのは更

にもし何事も起らなかったとしても購入は契約されるからである。蓋し希望の購入である。その事例で放擲物の名義で捕獲されたものが追奪されたときには、その名義で購入に基づく如何なる債務も契約されない。蓋しその意図で行なわれたと解される。

9 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 売却と購入に於いて同意が介入しなければならぬことは明白である。のみならず購入自体に於いてであれ、代価に於いてであれ、その他の点に於いてであれ、意見を異にするときには、購入は未完成である。随って私がコルネリウスの土地を購入すると私が思い、君がセンプロニウスの土地を私に売却すると君が思うときには、我々は物体に於いて意見を異にするので、購入は何等ない。私が奴隸ステイクスを購入すると私が思い、君が不在のパンフィリウスを売却すると君が思うときには、同一である。何故なら物体に於いて意見が異なる際には購入が何等ないことは明らかであるからである。

§ 1 名称に於いて我々が意見を異にしているが、実に物体に付いて確實であるときには、購入と売却が有効であることは何等疑がない明らかである。というのは物体に付いて確實である際には、名称の錯誤は何事も為さないからである。

§ 2 そのために物体自体に於いては錯誤されないが、しかし要素に於いて錯誤があるとき、例えば酢がブドウ酒として売られ、銅が金として或は鉛或は何か銀に似たものが銀として売

られるときに購入と売却があるかと問われる。購入と売却があるとマルケルスはデイゲスタ第六卷で書いた。蓋したとえ材料に於いては錯誤されたとしても、物体に対して同意されたからである。私はブドウ酒に於いては勿論同意する。蓋しブドウ酒が酸敗したときに限り、オウシア即ち要素は殆ど同一である。のみならずブドウ酒が酸敗したのではなく、却って酢から作られた液汁のように初由り酢であったときには、或物が他の物として売られたと見られる。しかしながらその他の事例に於いて材料に於いて錯誤されるときには常に、売却は何等ないと私は思う。

10 パウルス サビヌス註解第五卷

ところが勿論金であったが、しかしながら買主が見積ったより劣ったときには、これと異なっている。というのはその時には購入が有効であるからである。

11 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 さもなければ買主が盲目であったとき、「或は材料において錯誤されるとき、或は材料を区別することの経験でより少ないときには、我々は何を云うのか？ 物体に対してそれらの者が同意したと我々が云うのか？ これはちょうど見えない者が同意したのと同じなのか？

§ 1 もし既に婦であった際に私が処女の奴隸を購入すると私が思うならば、購入は有効であろう。というのは性に於いて錯誤されなかったからである。のみならず私が婦を売却し、君

が少年を購入すると判断するときには、性に於いて錯誤があるので何等購入はなく何等売却もない。

12 ポンポニウス クイントス・ムキウヌ註解第三二卷

しかしながらこのような問題に於いて、その契約に基づいて訴訟がその者に取得される者の人格ではなく、購入する者及び売却する者の人格が考察されなければならない。何故なら私の奴隷或は私の権力中にある息子が私の現在する所で自己の名義で購入するときには、私が何を判断するかではなく、契約する者が何を判断するかということが問われるべきである。

13 同人 サビヌス註解第九卷

しかし私の奴隷或はこの者に私が委任した者に君が知って逃亡奴隷を売却するが、あの者は知らず、私が知っているときには、君が買主訴訟によって拘束されないことは真実である。

14 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

にも拘らず例えば銅である際に、私が金を売却すると私も思い、君も購入すると思うとき、例えば共同相続人が金であること云われていた腕環を選び抜かれた代価で一人の相続人に売却しそしてそれが部分のうちが大きく銅製であることが発見されたときのように材料及び品質に於いて双方が錯誤するときには、我々は何を云うのか？それが金の何か或るものを持っていたので売却であることが知られている。何故なら何物かが金で混合されたときには、私が金製と思うとはいえ売却は有効である。しかしながら銅が金として売られるときには、有効ではない。

15 パウルス サビヌス註解第五卷

前文 たとえ物体に対して同意されても、にも拘らず、売却前に物の性質に於いて止めたときには、何等購入はない。

§ 1 怠慢な人間へ随落しない不知は買主に役立つ。

§ 2 私の物を知らない私に君が売却し、私の命令で君が他の者に引渡したときには、私の所有権が移行するとはポンポニウスは思はない。蓋し故にこのことが私に報告されたのではなく、却つ恰も君の所有権がその者に移行するかのよう報告されたからである。そしてそれ故に更に私に私の物を贈与しようとする君が私の命令で他の者に引渡すときにも、同一のことが云われるべきであろう。

16 ポンポニウス サビヌス註解第九卷

自己の物の購入は私が知ってであれ、不知で購入したのであれば有効でない。しかし私が不知で購入したときには、私が弁済するものを私は返済請求することができ。蓋し何等債務がなかった。

§ 1 にも拘らずその物の中に用益権だけが購入する者に属するときには、購入に対立しない。

17 パウルス 告示註解第三三卷

にも拘らず審判人の職権で代価が減額される。

18 ポンポニウス サビヌス註解第九卷

前文 しかしその物が買主には他の者との共有であるときには、割合に応じて代価を配分して、部分に応じて購入は有効で

あるが、部分に応じて有効でないと言われなければならない。

§ 1 売却された耕地の境界を証明することを、所有者の命令されて奴隷が或は錯誤で或は悪意でより以上のものを証明したときには、にも拘らず所有者が覚えたことが証明されたと解されるべきである。奴隷を通じて引渡された空虚な占有についてアルフェヌスは同一のことを書いた。

19 同人 クイントウス・ムキウス註解第三一巻

私が売却したものは、或は代価が我々に弁済されたか又はその名義で満足させられたか或は更に何等の満足なしに我々が買主に信用を持ったときかでなければ、受領者のものとはならない。

20 同人 サビヌス註解第九巻

我々が金銭のみを与えるという了解の下で更に何等かの物、例えば立像或は何か或る皿乃至衣服が我々に作られることを我々が望むときには、購入と見られ、この者にそれが作られる者由り物体自身が与えられない場合には、何等の賃貸もあることはできないとサビヌスは解答する。ところが君が家を建築する場合に、私が敷地を与えるときには、異なっている。蓋し故にその時には資産が私由り発するからである。

21 パウルス サビヌス註解第五巻

約束の不明瞭は買主によりも寧ろそれを云った売主に害とならねばならないとラベオは書いた。蓋し売主は物が原状にあることで一層明瞭に云うことができた。

22 ウルピアヌス サビヌス註解第二八巻

「或ものが神聖物或は宗教物に属するときには、その如何なるものも売られない」という売却の約款は余計ではなく、却って取るに足らない場所に関係する。のみならずすべて宗教物或は神聖物或は公有物が売られるときには何等購入はない。

23 パウルス サビヌス註解第五巻

その名義で弁済したのも買主は弁済請求することができる。

24 ウルピアヌス サビヌス註解第二八巻

しかしながら取るに足らない部分に於いても買主訴訟はある。蓋し特別に神聖な場所或は宗教の場所が売られるのではなく却ってより大きな部分の購入に付け加わった。

25 同人 サビヌス註解第三五巻

前文「この物か又はその物か」というように売られたときには、売主はいずれかを選び、この物が購入されるであろう。

§ 1 土地を問答契約者に誓約する者が強制されるように、売却した者は土地を買主のものに為す必要はない。

26 ポンポニウス サビヌス註解第十七巻

この者に財産の処分が禁止された者或は滅殺する権限がその者がない旨で相続財産について熟慮する期間が与えられた者由り私が知って購入するときには、私は所有者ではないであらう。けれども債権者が欺罔されたことを知って私が負債者由り購入するときには、類似ではない。

27 パウルス サビヌス註解第八巻

誰でもその者自身のものであると思つてゐる者由り物を購入する者は善意で購入する。それに対して後見人の授權なしに被後見人由り購入する者或は後見人でないことを知つてゐる虚偽の後見人の授權で購入する者は善意で購入するとは見られない。このようにサビヌスも書いた。

28 ウルピアヌス サビヌス註解第四一卷

或者が他人の物を売ることができるとは何等疑いない。何故なら購入があり、売却もあるからである。しかし物は買主から運び去られることができる。

29 同人 サビヌス註解第四三卷

奴隷が売られるときには常に、特有財産と共に売られることはない。そしてそれ故に特有財産と共に売られないことが、約定されなかつたのであれ、約定されたのであれ、特有財産と共に売られたとは見られない。その故に特有財産に属する何等かの物が奴隷由り窃取されたときには、恰も盗のように弁済請求されることができるのは明かである。物が買主に帰属するときも、これはこのようである。

30 同人 告示註解第三二卷

しかし提示のために訴訟されることができ、それにも拘らず売主訴訟もと思はる。

31 ポンポニウス サビヌス註解第二二卷

しかしその後特有財産に何もものが付加したときにも、売主に返却されるべきである。例えば出生子及び補助奴隷の勞務

から收取されたものがそれである。

32 ウルピアヌス サビヌス註解第四四卷

兩替屋或は公有地中にあるその他の店を売却する者はそのような店は公有であつて、これらの使用が個人に属してゐるので地盤ではなく、却つて権利を売却する。

33 ポンポニウス サビヌス註解第三三卷

売却の約款の中に「河川、雨滴が今あるように、このようにある」と書かれたが、どのような河川或は雨滴であるかが付け加えられていない際には、如何なる意図で行われたかが第一に考察されるべきである。それが明らかでないとき、その時にはそれは売主に害となることと解される。というのは云い廻しが曖昧であるからである。

34 パウルス 告示註解第三三卷

前文 土地の購入に於いて奴隷ステイクスが付け加わると云われ、多数の奴隷のうち誰が付け加れたか理解されず、買主が一方について、売主が他方について覚えていた際には、それにも拘らず土地の売却は有効であることは知られてゐる。しかし売主が理解したそのステイクスという奴隷が義務付けられるとラベオは述べる。従物がどれだけの額であるか、このものに付け加わる物自体に於けるよりもそのものに於ける方がより多いのであるかそれとも少ないのであれ差異はない。というのは度々大概の物を我々は家が大理石、立像、絵画の故に購入される際のように、従物の故に購入するからである。

§ 1 或者が持ち或は占有し或は追求することのできるすべての物の売却は適法に為される。逆に自然法或は万民法或は市民の習俗が取引から奪い取るものの売却は何等ない。

§ 2 我々は自由人を知って購入することはできない。しかし仮令将来生ずる物は購入されることができると我々が云ったとしても、「その者が奴隷であるであろうから」というような購入又は問答契約は承認されるべきではない。というのはこのような事例を期待するのは至当ではないからである。

§ 3 同様に売られたものが盗品であることを買主も売主も知っているときには、債務はいずれの側由りも契約されない。唯買主だけが知っているときには、売主は債務を負わないが、売主訴訟によって何ものも得ない。もし売主が知っていて買主が不知だったならば、債務は両方から契約される。このようにポニウスも亦書いている。

§ 4 偶然に売主が持っていた占有を購入するという意図で初由り行なわれ、そして占有の審判手続におけるよりも優っている際、その時には自己の物の購入は有効である。

§ 5 試食する原因は一方であり、測定することは他方である。というのは試食することは否認することが許される程度まで有益であるか、逆に測定は或は過多に或は過少に売られることではなく、却ってどれだけの量が購入されるかが明らかになることに有益である。

§ 6 奴隷ステイクス又はパンフィリウスが私に購入されたというように購入が為されたときには、問答契約における同じようにどの奴隷を与えることを望むかは売主の権力中にある。しかし一方の死亡によって、生き残っている者が与えられるべきである。そしてそれ故に前者の危険は売主に関係し、後者の危険は買主に関係する。しかし奴隷が一緒に死んだときにも代価は義務付けられるであろう。というのは両者のうちの一人は買主の危険で生きていたからである。更にどちらの奴隷を持つことを望んだかが買主の裁量にあったときでも、唯購入されたものを持つかということではなく、望んだものが購入されて持つということのみが買主の裁量に委せられたときに限り、同一が云われるべきである。

§ 7 後見人は被後見人の物を購入することができない。同一は類似例、即ち保佐人・委託事務管理人及び他人の事務を管理する者に伸ばされるべきである。

35 ガイウス 属州告示註解第十卷

前文 屢々購入のため手付金の名義で与えられるものは、恰も手付金がなければ合意が有益でないことに関わるのでなく、却ってその結果代価について合意したことが一層明瞭に挙証されることができる。

§ 1 売主が購入することを望んでいる者に「君が望む額で、君が衡平だと思った額で、君が評価した額で、君は購入されたものを持つであろう」と云う際には、取引は未完成であること

が知られている。

§ 2 毒薬の購入は契約されないと若干の学者は思う。蓋し醜行な件の組合又は委任は何等の力も持たない。この見解はもう一つの材料を付け加えても如何なる方法でも我々に使用にすることができるものについては確かに真実と見られることができる。逆に他の材料が混合されることによってこれら因り解毒剤及び他の若干の健康助成剤が製作される程度に害になる性質が捨て去られる毒薬については他であると云われることができる。

§ 3 或者が外国へ行こうとする友人に、自己の逃亡奴隷を探し見付け出すときには、売却するように委任したときには、自身は売却しなかったのだから（不在の逃亡奴隷の売却を禁ずる）元老院決議違反を犯していないし、その者の友人も現在する奴隷を売却するのだから、元老院決議違反を犯していない。亦現在する奴隷を購入する買主も適法に業務を行なうと理解される。

§ 4 売却された物が盗を通じて消失したときには、先ず第一にそれらの者間で物の保管について何を合意するかが留意されるべきであろう。合意したことが何も明らかでないときには、善良な家父が自己の物に適用すると同様の保管が売主由り熱望されるべきである。売主がこれを履行し、しかもにも拘らず物を滅失したときには、売主は安全でなければならぬが、にも拘らず当然物の権利主張と弁済請求訴訟を買主に提示することになる。その故に他人の物を売却した人格に対して我々は考え

て見よう。その者は何等権利主張又は弁済請求訴訟を持つことはできないので、このこと自体のためにその者は有責判決されるべきである。蓋し自己の物を売却したときには、それらの訴訟を買主へ移転することができた。

§ 5 量り数え計ることによって知られるもの（例えば穀物、ブドウ酒、オリーブ油、銀）に於いては、或はその他のものに於いて代価について合意すると同時に売却は完成されたと見られ、或は更にもし代価について合意したとしても、にも拘らず計り分け、量り分け、数え分けられたのでなければ売却が完成したとは見られない。何故ならすべてのブドウ酒或はオリーブ油或は穀物或は銀がどれだけ多量にあるにしても、一の代価で売られたときには、その他のものに於けると法の同一であるからである。もしブドウ酒が個々の壺毎に、同様にオリーブ油が個々の樽毎に、同様に穀物が個々の枡毎に、同様に銀が一ポンド毎に確定の代価が云われるならば、何時購入が完成されると見られるかと問われる。当然これと同じことが、物体の数に依りて代価が決定されるときに、数から存立するものについても問われる。サビヌス及びカッシウスは数え分け、計り分け、量り分けられた際その時に購入が完成されると判断する。蓋し君が計り分ける個々の樽又は個々の枡毎に又は君が量り分ける一ポンド毎に又は君が数え分ける個々の物体毎にという条件付であるかのように、売却が完成されると見られる。

§ 6 故に群が勿論総体として一つの代価で売られたときで

も、代価について合意した後には、完成されたと思われる。逆に個々の物体について確定の代価で売られるときには、すぐ前で我々が取り扱ったと同一であろう。

§ 7 しかし酒倉からブドウ酒の一部、例えば百樽が、売られるときには、量り分けられる前はすべての危険は売主に帰属するというのが極めて正しく（これは知られているとも見られる。）すべての百樽の一つの代価が一回に云われたか、その一個宛に云われたかということは差異がない。

§ 8 或者が地所を売却するに於いて隣接者を秘したが、買主が聞いたならば購入しないであろうというような者であったときには、売主は拘束される。

36 ウルピアヌス 告示註解第四三卷
売却において或者が物の代価を定めるが、贈与の原因で取立てようとする際には、売却するとは見られない。

37 同人 論争録第三卷
或者が相続権によって自己に提供された土地を「遺言者由り購入されたと同額で君に購入されるであろう」というように売却したが、間もなく購入されたものではなく、却って遺言者に贈与されたものであることが発見されるときには、恰も代価なしで為された売却であるかのように見られる。そしてそれ故にこれは条件付で為された売却に類似して、条件が欠けるときにはこれは何等ない。

38 同人 論争録第七卷

或者が（買主に）贈与の原因で、より少なく売却するときには、売却は有効である。というのは売却総体が贈与の原因で為されたときには常に全体の売却に対して有効でないといふからである。逆に物が比較的安い代価で贈与の原因で売られるときには常に、売却が有効であることは疑いない。その他の者の間でこれであるが、逆に夫と妻間で贈与の原因で比較的安い価格で為された売却は無効である。

39 ユリアヌス デイゲスタ第十五卷

前文 負債者が質入れされた物を債権者由り買戻したときには、恰も自己の物の買主のように売主訴訟では拘束されず、すべては債権者に原状のままある。

§ 1 ぶら下がっているオリーブの果実を売却し、生じたオリーブ油十ポンドを問答契約した者は、オリーブ油十ポンド迄生じたことに基ついて代価を設定したというのが真実らしい。それ故に唯五ポンドだけが絞り集められたならば、買主は絞り集められた五ポンドのオリーブ油以上のものを請求することができる。多数の学者に由り解答された。

40 パウルス アルフェヌスのデイゲスタ省録集第四卷

前文 土地を売却した者が、約款の中で「買主は今後三十日以内に土地を測定して、大きさについて通告すること、（買主が）その期日前に通告しなかったときには、売主の信義は解除される」旨云った。買主は計る期日に信じていたより大きさがどれだけ少ないかを通告し、そのことのために金銭を受領した。

その後買主は土地を売却し、自身が自己の買主のために測り直した際に、思っていたよりも夥しく耕地の大きさが少ないことを発見した。それがより少なくあったものを自己の売主より得ることができるとかどうかと問われた。約款がどのように云われているかで差異があると彼は解答した。何故なら買主が今後三十日中に土地を測定して耕地の大きさがどれだけ少ないかを所有者に通告すべき旨云われたときには、三十日後に通告したことによっては何事もその者に役立たないであろう。しかし買主が近日中に土地を測定して耕地の大きさについて通告すべき旨約定されたときには、三十日以内に耕地の大きさが少ないことを通告したならば、仮令数年後であっても、その者は耕地のその大きさが少なかったことで返済請求することができると云う。

§ 1 土地の約款に於いて水が付加されるのであろうと云ったときには、更に水路も付け加えたかどうか問われた。自分はその意図で行なわれたと見られ、そしてそれ故に売主は通行権も亦引渡すべきであると彼は解答した。

§ 2 耕地を売却した者が土地のユウゲルムは十八であり、その再測量があるので、個々のユウゲルムあたり確定代価が問答契約されると云った。二十が発見された。二十として義務付けられると彼は解答した。

§ 3 土地の売主が手で植え付けられた穀物を留保した。その土地の中で茎因り種子が発芽した。約束に包含されていたのかどうか問われた。殊に何が意図されて行われたかが重要であ

り、のみならず文言に従かうと茎因り出生したものが意図されて行われていないし、袋運搬人の袋から何か落ちたとき又は空中因り鳥が落したものの因り出生したときも同様であると彼は解答した。

§ 4 或者が土地を売却しすべての果実を留保した際には、切られた葦及び森は果実中にあると解答された。

§ 5 所有者の土地の中にあつたブドウ酒の樽は付加されると(奴隷が)云った。更に土地を耕作する奴隷が購入したブドウ酒の樽も特有財産として買主に譲歩されるであろうと解答された。

§ 6 これを通じて水が引かれる水車も亦手桶と同じく、それにも拘らず建物に属する。

41 ユリアヌス ウルセイウス・フェロックス註解第三卷

前文 他人に質に入れられた土地を持っていた者由り、ある者が売主が解放し、しかも七月朔日前に解放したときに限り土地が自分達に購入されるであろうというように土地が購入されることを懇願した際に、売主が土地を解放するためにこの点に於いて有益に買主訴訟を実行することができるかどうか問われた。購入する者と売却する者との間でどのような意図で行われたか我々は考えて見ようと彼は解答した。何故なら全ての方法で七月朔日以内に売主が土地を解放する意図で行われたときには、解放するために買主訴訟があるであろうし、購入は条件付で為されたとは理解されないからである。例えば「君が七月朔

日内に土地を解放する旨で」とか或は「土地を週日内にティティウス由り君が買戻す旨で土地が私に購入されるであろう」というような方法で買主が質問したときがそれである。逆に条件付で購入が為されたときには、条件が成就されるために、訴訟されることはできないであろう。

§1 銀で被覆された机を知らない私に全部銀であるとして君が恥知らずにも売却したときには、購入は何等なくそして、その名義で与えられた金銭は弁済請求されるであろう。

42 マルキアヌス 法学提要第一卷

所有者達は、奴隷達が野獣と共に闘うために、自己を通じても自己の委託事務管理人を通じても罪を犯した奴隷達を売却することは少くともできない。このように故兄弟帝は書簡解答した。

43 フロレンティヌス 法学提要第八卷

前文 推奨する原因で売却において云われることは、公然に露出するときには、売主を債務を負わせない。例えば奴隷が美男であるとか家が良く建築されたと云うときがそれである。それに反して奴隷が読み書きができるとか或は技術を習得しているとか云ったときには、担保しなければならぬ。何故ならこのこと自体でより以上のものを売却するからである。

§1 買主がそれを不知でなかった程あからさまに物があるときには、更に若干の申出は売主を債務を負わせない。例えば或者が眼をえぐり取られた奴隷を購入し、健康について売主が

問答契約するときがそれである。何故なら売主は自身が自らを欺いた点についてよりも、寧ろ（奴隷の）身体その他の部分について問答契約したと見られるからである。

§2 売主は自分由り悪意が離れていることを担保しなければならぬ。この者は単に欺罔の原因で不明瞭に話す者に於いてばかりではなく、しかし更に奸計があつて不明瞭に本心を隠す者に於てもある。

44 マルキアヌス 規範集第三卷

或者が二人の奴隷を一緒に一つの代価で購入し、その中の一人の奴隷が売却前に死亡したときには、生きている者に於いても購入がないことが知られている。

45 同人 規範集第四卷

或者が手入れされた衣服を新品として購入したときには、手入れされたことを不知の者が購入したときには利害あるものが買主に履行されるべきであるとトレバティウスによって定められたトラベオは最近の著作集の巻で書いてある。この見解をポンポニウスも是認し、ユリアヌスもこの見解中にあるが、同人は勿論売主が不知であったときには物自体の名義で拘束されるが、知っていたときには、更にそれ因り起る損害の名義によつても拘束されると、述べる。これはちょうど真鍮の器を不知で金として売却したときに、売却した金を履行するよう拘束されるのと同じである。

46 同人 告訴者に関する一卷本

或者が管理する公務に基づいて或は自分を通じて或は他の人を通じて何かを購入することは許されない。さもなければ単に物を喪失するばかりではなく、セヴェルス帝及びアントニウス帝の勅法に従って四倍額につき訴えられる。そしてこのことは亦皇帝の委託事務管理人にも関係する。しかし特別にこのことが若干の者に許し与えられたのでなければ、このことはこのような状態である。

47 ウルピアヌス サピヌス註解第二九卷

地所に引水権が義務付けられるときには、更にもし何事も云われなかったとしても、水の権利は買主に移行する。水が導かれる水道管自体についても同様である。

48 パウルス サピヌス註解第五卷

建物外にあるとはいえ、

49 ウルピアヌス サピヌス註解第二九卷

仮令喪失された水の権利は追従しないとしても、にも拘らず道管及び水道は、恰も建物の部分が買主に帰属するように尚自己に追従する。このようにポンポニウスも第十卷で思う。

50 同人 告示註解第十一卷

カンパニアの市會議員達がこの中に蔵書を置く場所を私に売却したならばという限定で、君が私に蔵書売却したときには、それをカンパニア由り私が願ひ出ないのは私次第であり、前加文付で訴訟されることのできるの疑われるべきでないといふべし。更に私は恰も条件成就如くに売主訴訟が実行

されることができると思ふ。成就されないのは買主次第であるからである。

51 パウルス 告示註解第二二卷

売却された土地に隣接された海岸は大きさの中へ算定されない。蓋し誰にも属さないものであるが、しかし万民法で全ての者に空いている。公道又は宗教の場所或は神聖な場所も算定されない。従つて売主に有益であるためには、大通行権同様に海岸及び公有の場所が大きさへ譲歩するよう約定されるのを常としてゐる。

52 同人 告示註解第五四卷

或者がこれから自己により以上のものが取得される家又は別荘を取り壊さず、又は取引の原因で或者がそれらのもの或もを購入又は売却しないよう元老院は指令した。元老院決議に違反を犯した者に対しては罰金が設定され、その結果買主は購入した額の二倍額を国庫へ差出すことを強制され、逆に売却した者に対しては売却が無効に為された。君が私に代価を弁済したときには、君は国庫に二倍額の義務を負うのであるから、君が私から返済請求するのは明らかである。私の側より売却が無効と為されたからである。或者が自己の別荘或は家のときばかりではなく、他人の家を売却したときでも、この元老院決議には余地があるであらう。

53 ガイウス 属州告示註解第二八卷

物が買主のものとなるためには、代価が弁済されたか、それ

ともその名義で保証人が与えられたかは差異がない。しかしながら我々が保証人について云ったことは、どのような理由であれ売主に代価について満足を得たときと、より完全に解されるべきである。例えば代価が弁済されたときと似通って、既存債務の保証人又は質が賦与されることによるのがそれである。

54 パウルス 高等按察官告示註解第一卷

善意で売却された物は最小の原因の故に購入されなかったことに為されてはならない。

55 同人 高等按察官告示註解第二卷

露わで、且つ、想像上売却は為されなかったとしてあり、そしてそれ故にその物の譲渡も理解されない。

56 同人 告示註解第五十卷

売春させられず、そして違反が為されたならば女奴隷を導き去ることがその者に許されるという約束付で或者が女奴隷を売却したときには、たとえ奴隷が多数の買主を通じて進行したとしても、最初に売却した者に導き去る権力がある。

57 パウルス プラウティウス註解第五卷

前文 私も売主もそれが焼失したことを不知である際に、私家が購入した。仮令敷地が残っているとしても、何ものも売られなかった、そして弁済された金銭は、弁済請求されることのできるとネルヴァ・サビヌス・カッシウスは述べる。しかし家の部分が存続しているときには、この問題で火災で消耗されて家の部分がどれだけ永続するかということが極めて重要であ

って、その結果勿論家のより広い部分が剝ぎ取られたときには、買主は購入を完成するよう強制されず、却って更に偶々その者由り弁済されたものを、その者が返済請求するとネラティウスは述べる。逆に或は半分或は半分より少ない部分が剝ぎ取られたならば、その時には買主は善良な男の裁定で看做された評価で売却を完うするよう強いられるべきであって、代価因り火災の故に減ずることが発見されたものは、この履行因り解放されるであらう。

§ 1 しかしながら家が剝ぎ取られたことを勿論売主が知っていたが、しかしながら買主が不知であったときには、家全体が売却前に剝ぎ取られたならば、如何なる売却も存立しない。逆に建物のたとえどれだけの部分でも残留するときには、売却は存立し、売主は買主に利害のあるものを返還する。

§ 2 勿論買主は知っていたが、しかしながら売主が不知であった場合には、同じように亦異なる方法因り取り扱われるべきである。というのはこの場合には売却は存立し、納付されていなきときには、全ての代価は買主由り売主に弁済されるか、或は弁済されたときには、返済請求されるべきではないからである。

§ 3 もし買主と売主の両者が共に家が全部或は部分因り剝ぎ取られたことを知っていたならば両当事者間で悪意が相殺されることによって、如何なる意図でも行われず善意因り由来する審判手続は両当事者因り来る悪意で存立することが許し与え

られない。

58 パピニアヌス 質疑録第十卷

例えばオリブ園の、それらの樹木の吟味で土地が調達されたときには、樹木が「亦」風で投げつけられ、火で焼き尽されることで、売主の知であれ、不知であれ土地の購入は契約されたと見られないと云われた。しかしながら買主が知っていた或は不知であった、或はそれらの両方共であれ、上述の事例に於いて建物に於いて云われたことは重んじられる。

59 ケルスス ディゲスタ第八卷

君が土地を売却して『最良且最上である旨』云わなかった際には、解放されたのではなく、却つてある種のものであつて土地が履行されるべきであるとクイントウス・ムキウスによつて定められたことは真実である。同一は市街地に於いても云われるべきである。

60 マルケルス ディゲスタ第六卷

売却の約款で六十のブドウ酒樽が買主に付加されると包括された。百樽あつた際には、どの樽を与えることを望むかは売主の権力中にあるであろうと解答された。

61 同人 ディゲスタ第二十卷

私は私の物であるものを条件付で購入することができると判断する。蓋し偶々私の物であることを止めることが予期される。

62 モデステイヌス 規範集第五卷

前文 公務の原因で属州に於いて行動する者或は兵役に服す

る者は、その者の父祖から伝来する財産が皇帝の金庫由り売られるときを除き、同一の属州に於いて土地を調達することはできない。

§ 1 知らずに神聖な或は宗教の或は公有の場所を私有として調達した者は、購入が拘束しないとはいへ、にも拘らず売主に対して、買主訴訟を試みて、欺かれないことにその者の利害のあつたものを得るであろう。

§ 2 一括して購入された物は、売主の悪意で為されなかつたときには、更にもし物が指定されなかつたとしても、買主の危険に属するであろう。

63 ヤヴォレヌス カッシウス論第七卷

前文 特定人に物を売却するよう所有者が奴隷に命令した際に、奴隷が命令された以外の者に、売却したときには売却は有効でない。自由な人格に於いても法の同一である。その物が売られることを所有者が望まなかつた人格に於いては、売却が完成されることはできなかつたからである。

§ 1 土地の指示が為されて、境界が名指されることは余計である。名指されるときには、たまたま売主が境界を接する他の耕地を占有するならば、更に売主自身を名指すべきである。

64 同人 書簡集第二卷

その土地が私とティティウスに購入された。売却が部分に対してかそれとも全体に対して成り立つのかそれとも如何なる意図でも行なわれなかつたかと私は尋ねる。ティティウスの人格

は余計であると解されるべきであると私は思い、そしてそれ故に土地全体の購入は私に帰属すると私は解答した。

65 同人 書簡集第十一卷

君が確定数量の瓦を確定の代価で私に与えるよう私に君と共に合意する。それ故君が作ったと仮定すれば、購入があるのかそれとも賃貸か？ 私の土地由り君（ため）に作られた瓦を私が与えるよう合意するときには、購入であつて賃借ではないと私は思うと彼は解答する。というのはこれに於いて何か或るものが履行される材料がそのものの同一の状態中に存続するときには常に、誰か或る者の物の賃借であるが、逆に変えられても譲渡されても常に、賃貸よりも寧ろ購入と理解されなければならぬからである。

66 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第三一巻

前文 土地の売却において更にもし云われなくても、若干の事項が履行されるべきである。例えば土地又はその用益権が追奪されないというのがそれであるが、云われたときにのみ若干の事項、例えば大通行権、通行権、家畜通過権、引水権が将に履行されようとするのがそれである。市街地の役権に於いても同一である。

§ 1 役権が売却された土地に義務付けられる際に売主が記述せず、却つて知つて黙秘した。そのため不知を通じて物の買主が「法定期間」を通じて使用しないことでその役権を喪失したときには、売主は悪意のために買主訴訟によつて拘束される

と若干の学者が思うのは適法である。

§ 2 家財道具はそれぞれ建物又は土地に属しないと書いた者は二回同一が書かれたとクイントス・ムキウスは書いている。何故なら家財道具は建物にも土地にも属さないものであるからである。

67 同人 クイントス・ムキウス註解第三九巻

譲渡が為された際には、我々の許にその物が存続したならば将にあるうとする自己の原因と共に我々は所有権を他人へ移転し、そして、何か或ることが名指で設定されたときを除いて、それは市民法全体からこのような態度をとる。

68 プロクルス 書簡集第六巻

前文 君が土地を売却した際に、約款の中に君が地代の名義で賃借人由り取立てたもの、それは買主に付加されるであろうと云つたときには、君は取立に於いて唯誠意だけでなく、しかし更に注意義務も、即ち唯君由り悪意が欠けているだけでなく、しかし更に過失も担保しなければならぬと私は判断する。

§ 1 大抵誰か或者は「悪意が売主由り欠けているであらう」という言葉を付記するのを常とするが、更にもし付記されていなくても悪意が欠けていなければならぬ。

§ 2 買主が土地を占有しないことが売主を通じて為されたとき又は為されるときには、欠けているとは見られない。故に引渡すことができないことが夥しい容態で起り得るので、売主が空虚な占有を引渡すためでは「なく」、却つて悪意で何事が

を為したか又は為すときには、その者の悪意が評価されるために、買主訴訟があるであろう。

69 同人 書簡集第十一卷

ルティリア・ポラはサバテの町の偶にある池とその池の周り十歩を購入した。池が増水したので、その時に付け加った十歩は水の下にあるが、水由り最も近い十歩がルティリア・ポラの権利に属するかどうかと私は問い、プロクルスは解答した。即ちルティリア・ポラが購入した池はその時にあった範囲で売られ、そしてその時にあった池の周りの十歩と私は判断する。池がその後増水したそのことのためにその者は購入したよりも幅広く占有してはならないと。

70 リキニウス・ルフィヌス 規範集第八卷

不知の者達の間でそれが為されるときに限り、自由な人間の購入が契約されることができると多数の学者は判断した。更に売主が知っているが、しかしながら買主が不知のときにも、これは同一と定められた。もし買主が自由人であることを知って購入したならば、何等購入は契約されない。

71 パピリウス・ユストス 勅法集第一卷

皇帝アントニウス及びヴェルスはセクストス・ヴェルス帝宛にこの言葉の中で書簡解答した。商人達がどんな計量又は代価でブドウ酒を調達するかは契約当事者達の権力中にある。というのは又は代価又は計量が気に入らないときには、誰でも売却することを強制されないからである。わけても地方の慣習に違

反して何事も為されないときはそうである。

72 パピニアヌス 質疑録第十卷

前文 その後に為された何か或ものを購入から取去るという合意された約束は契約に包含されると見られるが、逆に付加するという約束は内在しないと我々が信ずる。購入の支持手段である約束に於いてこのことは余地を持つ。例えば二倍額の担保が履行されないようにとか又は二倍額の担保が保証人と共に履行されるためとか、がそれである。しかしこの事例で買主が訴訟しても約款は有効ではなく、売主が訴訟しても抗弁の権利上同一の力を持つであろう。その後に代価増大或は減少で同一が云われることができるかどうかと問われたのは失当ではない。蓋し故に購入の要素は価格因り存立したからである。すべてが原状で存続するのに代価増大或は減少について再び合意されたときには、最初の契約由り後退して新らたな購入が介入したと見られるとパウルスは註記している。

§1 「或ものが神聖物又は宗教物又は公有物にあるときには、その何物も売られない」と売却の約款で為されたが、物が公共の使用中にはなく、却って皇帝の私有財産中にあるであろうときには、そのものの売却は有効であって、抗弁は売主に役立たないであろう。抗弁が余地を持たなかったとパピニアヌスは云う。

73 同人 解答録第三卷

前文 神殿が地震で引き倒されても建築物の場所は不浄でな

く、そしてそれ故に売られることはできない。

§ 1 墓地の堀の内で庭園の或はその他のものの耕作の場所は世俗のまま保全されたので、売主が何ものも名指しで除外しなければ、買主へ帰属する。

74 同人 定義集第一卷

鍵が倉庫のそばで引渡されたときには鍵の引渡でこのように倉庫の中に封入された商品の占有が引渡されたと見られる。たとえ倉庫を開けなかったとしても、これが為されたことで速かに買主は所有権と占有を入手する。もし商品が売主に属さなかったならば、使用取得速かに開始されるであろう。

75 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第二卷

土地を確定の地代で賃借して自身が持つとか、或は買主が売るときには、他の者にはではなく、却って自己に売るために、土地を売却した者、或は同様に何か或ることを約束する者は、申合わせたことを成就するために売主に基ついて訴訟することができよう。

76 パウルス 解答録第六卷

前文 名指で売却に於いて除外されなかったときには、倉庫の中に埋蔵された樽は倉庫の売却に従属したと見られる。

§ 1 買主の地位を承継した者は、その者の売主が使用することができたと同一の防禦を使用することができるが、しかし両者共の占有が勅法で法定された期間を成就するときには、長期の占有の時効をも使用することができる。

77 ヤヴォレヌス ラベオの最近の著作論第四卷

土地の売却の約款に於いてその土地の中で石切場が、どこにあったにせよ、除外され、夥しい期間の後に石切場がその土地の中で見付られた。トウベロはそれも亦売主のものであると解答した。どのような意図で行なわれたかをラベオは推量する。

明白でないときには、その石切場が除外されたとは見られない。というのは誰もないものを売却もせず除外もしないのではなく、これが明白で（石が）切られているのでなければ、石切場は何等ないからである。偶々石が地面の下土地全体にあるときには他の解釈では土地全体が将に石切場に属するであろう。私はこれを是認する。

78 ラベオ ヤヴォレヌスによる最近の著作省録集第四卷

前文 導管が買主に付け加えられると約款の中で云われた。この導管因り水が引かれる貯水池が付け加わったのかどうか問われた。法文が包含されていないとはいえ、貯水池も亦付け加わるといふ意図で行なわれたことは明白であると私は解答した。

§ 1 その後にその者の息子の後見を君が管理する者由り君が土地を購入したが、君は空虚な占有を受領しなかった。被後見人及びその者の家族が土地から立ち去り、丁度その時に君が占有に立入るといふ方法で君は君に占有を引渡すことができる。と私は云った。

§ 2 金銭が弁済されることで占有が自己に引渡されるといふ約款で土地を購入した者が、二人の相続人を残して死去した。

一人がすべての金銭を弁済したときには、家産分割審判手続で持分を保全するであろう。一部を弁済するときには、売主を相手方として購入に基づいて訴訟しない。蓋し故にこのように契約された他人の銅は分割されることができないからである。

§ 3 藁中にあつた穀物を君が売却した際に、暴力又は天候で何事かが為されたときには、担保されるであろうと君は云つたが、その穀物を雪が駄目にした。法外であつて天候の慣習に反しているときには、君を相手方として購入に基づいて訴訟されることができるであろう。

79 ヤヴォレヌス ラベオの最近の著作論第五卷

君が留置したもう一方の部分を買主が十年で個々の年に対して確定の金銭で賃借せざるを得ない約款によつて、君は土地の半分の部分を売却した。合意したことが為されるために、売却に基づいて訴訟され得るをラベオ及びトレバティウスは否定する。この賃借が君に履行される故に君が比較的安く土地を売却したときに限り、私は反対と思う。何故ならその約束で売却されたので、これ自体が土地の代価と見られたからである。そして我々はこの法を用いる。

80 ラベオ ヤヴォレヌスによる最近の著作省録集第五卷

前文 手で播れたものが土地の売却において除外される際には、永久に播れたものではなく、却つてそれらの果実が取上げられる旨で、個々の年に播れるのを常とするものが除外されると見られる。何故ならもう一つの解釈では、ブドウの樹及び全

べての樹木が除外されたと見られるであろうからである。

§ 1 「私の建物由り君の建物に対して突き出たもの、それをこのように持つことが私には許される」というような物の購入は為され得ると私は云つた。その物が下がれば購入に基づいて訴訟される。

§ 2 五年の内に伐採可能な森林が売られた。解果が落下した際に、両者いずれの者のものであるか問われた。先ず第一に意図で行なわれたことが明白であれば、それが追従されるべきであるとセルヴィウスが解答したことを私は知っている。もし不明瞭であるならば、伐採されなかつたこれらの樹木因り落ちた解果であれば何であれ、売主の所有に属するが、しかしこれらが伐採された際その時期から樹木中にあつたそれは買主のものであると。

§ 3 そのもの所有権について買主へ移行しない意図で行なわれると、何人もその物を売却したとは見られることはできず、却つてこれは又は賃貸であり又は他の類の契約かである。

81 スカエヴォラ ディゲスタ第七卷

前文 ティティウスは、利息付でこんなに多くの消費借入した金貨を受領した際に、地所を質乃至抵当に、そして保証人ルキウスを与えたが、ルキウスには今後三年内に自分はその者を解放するであろうと確約した。もしティティウスがそれを上記の期日に為さず、保証人が負債を債権者に弁済したならば、債権者達に質入れした地所は購入されたと(その者)は取り決め

た。保証人ルキウスが、ティティウス由り解放されなかつた際に、債権者に弁済したときには、上記の地所を購入されたと看做すかどうかは問う。債務の原因に対するためではなく、購入されたと看做すためには、条件付で購入が為され、債務は契約されたと彼は解答した。

§1 ルキウス・ティティウスは自己の土地から一年に十萬桁の穀物をガイウス・セイウスの地所に履行すると確約した。その後ルキウス・ティティウスが「ルキウス・ティティウスのその地所は今日ある権利と、この条件で、このように売られ、そしてこのように看做されるであらう」という文言を付加されて土地を売却した。買主はガイウス・セイウスに穀物の履行に関して責に任ずるかどうかが私に問う。報告されることに従えば、買主はガイウス・セイウスに債務を負わないと彼は解答した。

第二章 期日内の競り売りについて

1 パウルス サビヌス註解第五卷

期日内の競り売はこのように為される。即ち「或者が来年の一月週日以内に物が所有者由り離れるよりよい条件を為したときを除いて、あの百の土地は君に購入されよ」と。

2 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 土地が期日内に競り売られるときには常に、純粹の購入であるが、しかし条件付で解除されるのか、それとも逆に購入よりも寧ろ条件的ものであるのかは疑問に属する。如何なる

意図で行なわれたかが重要であるがより正しいと私には見られる。何故なら勿論より良い条件の呈出で退去されるという意図で行なわれたときには、純粹の購入であらうが、これは条件付で解除される。しかしながらより良い条件が提供されなければ、購入が完成されるという意図で行なわれたときには、購入は条件的であらう。

§1 随つて我々が區別したことに従つて純粹な売却である場合には、この者に物が期日内に競り売りされた者は使用取得することも果実と付合物との利得することもできるが、物が没したときには、危険はその者に属するとユリアヌスが書いている。

3 パウルス サビヌス註解第五卷

蓋し故に物の没した後には既により良い条件が呈出され得ないからである。

4 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 しかしながら条件的な売却である場合には、その者が使用取得することができるとも果実がその者に帰属することもポンポニウスは否定する。

§1 同様に期日内に競り売られた物が滅び或は女奴隷が死去したときに、このことの名義で出生子或は果実の競り売りが承認され得るか否かをユリアヌスは第十五卷で問う。競り売りが承認されるべきことをユリアヌスは否定する。蓋し売られた物以外の物の競り売りは承認されないのが常である。

§ 2 同様にユリアヌスは同じ巻で二十金で売却され期日内に競り売られた奴隷のうち一方が死亡し、次いで生き残っている一人の名義で買主が出現し、二十金以上で確約したときには、最初の契約由り退去されるかどうか? と書いている。この種は出生子の種とは不同であつて、それ故にここでは最初の購入由り退去され、第二の契約へ達せられると彼は述べる。

§ 3 しかし純粹で売却され期日内に競り売られた土地により良い条件が呈出されたときに、買主がその土地を質として与えたならば、物が質にあることを止めるとマルケルスもディゲスタの第五巻で書いている。買主が中間時に所有者であるという事因り結論される。さもなければ質は拘束しないであろう。

§ 4 同様に期日内の土地を購入する者は強暴又は隠秘の故の特示命令を使用することができるとユリアヌスはディゲスタの第四八巻で書いている。何故ならこの特示命令は行為が当然でないことに利害のある者に成立するからである。しかしながら期日内に競り売られた土地では、と彼は謂う、すべての有利も不利も、売却が移転される前には、買主に属し、そしてそれ故にその時に何事かが強暴又は隠秘で為されたときには、仮令より良い条件が呈出されたとしても、自身が有用に特示命令を持つてであろう。しかし収取した果実、と彼は謂う、のように売却の審判手続で買主はこの訴訟を讓歩すべきであろう。

§ 5 随つて純粹で契約される場合その時に購入由り後退される或は(条件付で為される場合)その時に成就されない際に、

より良い条件が呈出されたが、虚偽の買主が裾えられたとすると、サピヌスは優雅にも物は最初の買主に購入されたと書いている。蓋し眞の買主が存在しないことでより良い条件が呈出されたとは見られない。しかし他の買主が出現するときでも、にも拘らずより良い条件を呈出しないときには、等しく他の買主が出現しないときと等様に看做されると云われるべきであろう。

§ 6 しかしながら代価に付加されるときには、より良い条件が呈示されると見られる。しかし何もものも代価に付加されなくても、にも拘らず代価の弁済がより容易に或はより迅速に提供されるときには、より良い条件が呈出されると見られる。その上に代価の弁済でより好都合な場所が云われるときにも、等しくより良い条件が呈出されたと見られる。ポンポニウスもサピヌスに因る第九巻でこのように書いている。より適当な人格が購入へ付け加わったときにも、等しくより良い条件が呈出されたと見られると同人は述べる。それ故に付け加わる者が同一の代価の買主だが、しかし、この者がより軽い条件で購入するか或は何等満足を与えることを要求しないときには、より良い条件が呈出されたと見られるであろう。故により安い代価で購入することが用意されたときにも、にも拘らず最初の購入に於いて売主に重かつたそれから軽減するときには、同一が是認されるべきであろう。

5 ポンポニウス サピヌス註解第九卷

というのは売主の福利に帰属するものは何であれ、より良い

条件として看做されなければならないからである。

6 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 同様にその間に捕獲された果実を最初の買主に追従すると云われたことは、より良い条件を呈出する買主が何等出現しないか或は虚偽者が出現するときには常に真実である。逆に後の買主が出現するときには、最初の買主は果実を返済しなければならぬが、しかし売主に、と知られている。ユリアヌスもデイゲスタの第四八巻でこのように書いた。

§1 より良い条件を呈出する者が出現したが、次いで最初の買主がその者に対して値を競り上げて購入が最初の買主の掌中に残留したときには、恰も何等より良い条件が呈出されなかったかのように、自身が果実を持つのか、それとも逆により良い条件を呈出した者と同一人格であるとはいえ、売主に属するのか疑われることができよう。首尾一貫性は後説を為すと見られる。にも拘らずどのような意図で行なわれたかは重要である。このようにポンポニウスも書いている。

7 パウルス サビヌス註解第五卷

しかしながらより良い条件が呈出されると、最初の者がより多く付加することが用意されたのでなければ、後の者に競り売ることが売主には許される。

8 同人 告示註解第三三卷

しかしながらより良い条件が呈出されると、他の者が何かを付加するときには、自身も亦付加することができるように、売

主は最初の買主に報らせらるることを必要とする。

9 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

提供されたより良い条件を蹴って、恰もより良いものの如くに最初の条件に追従することが売主には許されるとサビヌスは書いていて、我々もこのように使用している。にも拘らずより良い条件の呈出で辞退することが買主には許されるという意図で名指で行われたときにはどうか？ 更にもし売主が後続者を承認しなくても、最初の購入が解除されたと云われるべきであろう。

10 ユリアヌス デイゲスタ第十三卷

しかし期限内に競り売られた質物が債権者由り売りに出されるときには、競り値が受け入れられなければ、取引は善意で行われたと見られることはできない。無資力の買主が単に売却妨害の原因だけで介入するときは一体どうか？ 債権者は危険なしに最初の買主に競り売ることができる。

11 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 しかしながら一度び期限内に競り売られた土地は再度期限内に競り売られることができないとサビヌスが書いていることを彼はこのような理由で防禦する。安全に土地が第二の買主に競り売られるのでなく、却って他の競り値が予見されているときには、当然恰もより良い条件が呈出されたとは見られな

いかにように、直ちに、と彼は謂う、最初の買主のものとなる。しかし契約者間で如何なる意図で行われたかは夥しく差異があ

り、或は最初の或は第二の或は第三の付加で物が売主由り退去する間により頻繁に土地が売りに出されること、或は行われるのを何ものも妨害しないとユリアヌスはディゲスタの第十五巻で書いた。

§ 1 同様に三人の売主から二人は後の者に競り売りましたが、一人は付加を承認しなかったときには、この者の持分は最初の者に、二人の持分は後の者に購入されたときとサビヌスが述べることは、彼らが自己の持分を様々な代価で売ったときに限り真実である。

12 ポンポニウス サビヌス註解第九巻

たとえ売却する者の持分が不整であったとしても、

13 ウルピアヌス サビヌス註解第二八巻

前文 もし一つの代価で売却したならば、全体が最初の者に購入されて存続すると云われるべきである。これはちょうど或者が私に全体の土地を期日迄に競り売ったが、逆にその後代価が付加されて半分を他の者に競り売ったときと同じである。ケルススも亦ディゲスタの第八巻でムキウス、ブルトウス及びラベオがサビヌスの説を評価していると報告している。ケルスス自身も亦同一を是認し、もし最初の買主が全体でなければ、土地が購入されたときと看做すことを望まない旨で契約したならば、組合員のうちの一人が後の買主に競り売ることが望まなかったその部分が購入されたときとその者が看做さない点が、誰由りも気付かれなかったことに自分は驚くと付加している。

§ 1 しかしながら或は売主のうちの一人も亦より良い条件を呈出することができるとは真実である。というのは我々は物全体と共に更に我々の持分をも購入することができるからである。

14 パウルス サビヌス註解第五巻

前文 より少ない価格或は更に同額で他の者に売却した際に売主がより良い条件の呈出を偽ったときには、両方共の買主に全額に対して債務を負うであろう。

§ 1 しかし買主が他の適当でない者を据え、その者に土地が競り売られたときには、他のしかも真実の売却が随従するので、と彼は謂う、最初の者に購入されたようには私は見ない。しかし欺むかれた売主が最初の買主を相手方として、それが為されなかったことに自己の利害がある額につき売主訴訟を持つことは真実であつて、この訴訟を通じて最初の買主が収取した果実及びその者の過失或は悪意で物が劣悪にされた額を売主は回収する。ラベオ及びネルヴァにはこのように気に入っている。

§ 2 しかし両者のいずれもが買主を据えず、しかしながらより大きな代価で地所が支払能力のない者に競り売られたときには、最初の購入由り立ち去られた。蓋しこの者に競り売らないことが許された売主が認可したよりもそれがより良好と理解される。

§ 3 しかし彼後見人がその後に見人の授權なしでより多額で購入したときにも、売主が同意すれば、最初の購入由り立

ち去るであろう。他人の奴隷についても同一である。ところが権力中に持っている自己の奴隷或は息子或は物の所有者に錯誤を通じてそれを競り売ったときには、異なっている。蓋しこれらの事例では購入がない。もし自由であると思っていた他人の奴隷に競り売ったならば、反対の状態にあり、そしてこの者は貧窮の者に類似しているであろう。

§ 4 より良い条件を呈出した買主は売られている物体を除けば何物も追従しない。

§ 5 にも拘らず他の者が同じだけの額を与えるときには、最初の買主に追従した果実がその者に追従しないこと自体ではより良い条件が呈出されたとは見られない。蓋し買主と売主間ではその意図で行なわれるのではない。

15 ポンポニウス サビヌス註解第九卷

前文 地所が期限内に競り売られ、期日前に売主が死亡したときには、期日後に相続人がその者に出現するのであれ、全然出現しないのであれ、地所は最初の者に購入された。蓋し売却する者が出現しないので、所有者に気に入るより良い条件が呈出されたと理解されることができない。もし競り売の期日内に相続人が出現するならば、より良い条件がその者に呈出されることができぬ。

§ 2 最初の買主に付け加わらなかった若干の物がその者に付け加わるために、期日内で競り売られた土地がより多額に属したときに、後に土地がこれでより多額で売られたよりこの物

が少額でないときには、恰もより良い条件が呈出されなかったかの如くに、最後の売却が有効である。より少額であるときには、その期限の利息のうち取得されることができた額が取得されるために、代価の弁済のより長い期日が与えられたときも同一であると判断されるべきである。

16 ウルピアヌス 告示註解第三二卷

皇帝セヴェルスは書簡解答した。「より良い条件が呈出された際には、期日内で競り売られた家の果実が返還される必要があるように、このように最初の買主が中間時に不可避的に消費されたと挙証したものは、再び収入から留置されるか或は収入が充分でないときには、弁済されるのが公平である」と。皇帝は売買訴訟について意見を述べたと私は信ずる。

17 ユリアヌス ディゲスタ第十五卷

二人の奴隷が二人の者に別々に十金で期日内で競り売られたが、両方の奴隷のために三十金を与える者が出現した際には、一人の奴隷の代価に十金をかそれとも個々の奴隷に五金を付加するのかが重要である。上記の競り値に従うと、その者の代価に競り値が為されたその奴隷は購入されないことになるであろうし、後の競り値に従うと、両方共が後の買主に帰属するであろう。もし両者いずれの代価へ加えたかが不確定であるならば、最初の購入由り退去されたとは見られない。

18 アフリカヌス 質疑録第三卷

土地が二人の組合員に期日内で競り売られた際には、それら

のうちの一人が代価を付加することで更に自身の持分として最初の売却由り退去されたと判断されるのはより適法である。

19 ヤヴォレヌス プラウティス論第二卷

期日内に競り売られた土地に、その後代価が付加されて売主が他の土地を貼り合せることで土地のそれ自体を後の買主に競り売りし、それを悪意なしに為したときには、最初の買主に債務を負わないであろう。何故なら仮令単に期日内に競り売られたものばかりではなく、しかしそれと共に他のものも亦売られたとしても、にも拘らず売主が悪意無しで済すときには、最初の買主の原因は放免される。というのは唯最初の売主に競り値が善意で為されたかということだけが斟酌されるべきだからである。

20 パピニアヌス 解答録第三卷

最初の買主はより良い条件の呈出後には問答契約の権利で挿入された指図なしに、開始に於て売主に代価について弁済された金銭のために第二の買主に反して訴訟することができない。

第三章 コミッソリア約款について

1 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

土地がコミッソリア約款で売られたときには、購入が条件付で契約されるよりも条件付で解除されると見られる方がより良い見解である。

2 ポンポニウス サビヌス註解第三五卷

土地の売主が約款において「期日迄に金銭が弁済されなかったときには、その結果土地は購入されなかった」と約定したであろう際には、売主がそれが購入されなかったことを望むときに、このように土地が購入されなかったと受止められる。蓋しそれは売主の原因で約定されている。何故なら他の方法で受止められるときには、別荘焼失で金銭を与えないことで土地が購入されなかったことにすることは買主の権力中であつたことにならうが、土地は買主の危険にあつたからである。

3 ウルピアヌス 告示註解第三十卷

何故なら売主が望むときには、売却の中に付加されるコミッソリア約款を売主は行使するであらうし、更に意に反してはなからである。

4 同人 告示註解第三二卷

前文 土地がコミッソリア約款で売られたときにはこれは確定期日以内に代価が支払れなかったならば、購入されなかったことに為されることである。どのように売主が土地について並びに土地から收取されたものについて訴訟するのか、同様に買主の行為で土地がより劣悪に招来されたときを我々は考えて見よう。勿論購入が終えられた売主訴訟が成立することは既に決着された問題であつて、皇帝アントニウス及び故セヴェルス帝の書簡解答で宣告されている。

§1 しかしネラティウスが述べることは理性を持っていて、その結果買主が払渡した代価を滅失した際には、時には買主は

果実を利得する。随つてネラティウスの見解は、買主が代価の何か或る部分を与えた度、その時に余地を持ちこれは人間的である。

§ 2 コミッソリア約款があると直ちに、売主はコミッソリアを行使することを望むかそれとも寧ろ代価を請求するかを法定しなければならぬ。コミッソリアを選ぶときには、その後変化することはできないとパピニアヌスは優雅に解答録第三巻で書いている。

§ 3 コミッソリアに於て更に、売主が同一の土地を売却したときには、少額で売却した度にそれを最初の買主由り取立てることを合意するのが常である。従つてその者に対して売主訴訟があるであろう。

§ 4 催告された者が弁済しないとき、その時にコミッソリアが余地を持つのか、それとも逆に提供しなかつたときかマルケルスは第二十巻で疑っている。コミッソリア約款の権力から自己を解き放つことを望むときには、その者提供しなければならぬというのがより良い見解であると私は裁量する。もし誰に提供するのか分らないならば、安全であり得る。

5 ネラティウス 羊皮紙本第五巻

土地の売却で確定期間以内に代価が弁済されないときには、物は購入されないという約款が云われると、買主が中間時に取戻した果実について、買主は中間時に果実を自己に亦自己の権利で取戻するという意図で行なわれると理解されるべきである。

しかし土地が帰つたときには、これについて買主に対する審判手続が売主に賦与されるべきであるとアリストは判断した。蓋しこれに於いて信義を欺いた物因り何物もその者の掌中に残留するべきではない。

6 スカエヴォラ 解答録第二巻

前文 コミッソリア約款について質問された者がこのように解答した。約款に明らかにされていることが買主を通じて為され、そして売主がその約款を使用することを望むときには、土地は購入されず手付金或は他の名義で与えられたものは売主の許に留るであろうと。

§ 1 同様に約款に基づいて土地が購入されないときには、従物と云われたものは買主に義務付けられないと同人は解答する。

§ 2 コミッソリア約款で包括された期日後に売主が残りの金銭の部分を受領した。法定された期日後に残りの金銭の売主が云われた約款を行使せず、残りの負債の部分を受領したときには、コミッソリア由り後退されたと見られると彼は解答した。

7 ヘルモゲニアヌス 法の省録集第二巻

コミッソリア約款の履行されるべき期日後に売主が代価を請求するときには、コミッソリア約款に解約告知されたと見られ変化することもこれへ戻ることもしない。

8 スカエヴォラ ディゲスタ第七巻

婦人が土地をガイウス・セイウスに売却し、手付金の名義で

確定金銭を受領し、残りの金銭の弁済に期間が法定され、買主がこれに従順でなかったときには、手付金を滅失し別荘が購入されないことと約束された。法定された期日に買主は(証人を呼んで)自ら残りの全てを金銭を支払う用意されたと通報し、金銭共の小袋を記名者の印で封印したが、しかしながら売主は不在であった。しかしながら翌日買主は皇帝の金庫の名義で通報されて皇帝の金庫に満足させる前には婦人に金銭を支払わないと合意した。土地が売主の合意に基づいて売主由り権利主張されなければならぬ原因中にあるかどうか問われた、報告された所に従えば、買主は売却の約款に対して違反しなかったと彼は解答した。

第四章 売却された相続財産或は訴訟について

1 ポンポニウス サビヌス註解第九卷

生きてゐる者又は生存しない者の相続財産が売られるときは、如何なる意図でも行なわれない。蓋し売られるものが物の性質中にならぬ。

2 ウルピアヌス サビヌス註解第四九卷

前文 購入する者と売却する者との間では相続人の許に將にあらうとするよりも多くも少くもない権利を買主が持つという意図で行なわれるので相続財産の売主は追奪について満足を与えてはならない。売主が自己の行為について満足を与えるよう強要されるべきであることは明かである。

§ 1 売却された相続財産に於いては死亡の時にあつたその額かそれとも相続が開始された際にあつたその額かそれとも相続財産が売に出された際にあつたその額が考慮されるのか考へて見られるべきであらう。意図で行なわれたことが遵守されるべきであるといふことが比較的正しい。しかしながら大概売却が為されるその時期に対して相続財産因り帰属するもの、それが売られたと見られるといふ意図で行われると見られる。

§ 2 遺言者の相続財産を売却した者が更に未成熟者に代襲されたときに、未成熟者の相続財産由り相続財産を売却した者に帰属したものは更に買主訴訟に余地を為すかといふ点が問われることができる。来ないといふのがより良い見解である。蓋し他の相続財産である。といふのは一つの遺言であるとはいへ、にも拘らず一方の且他方の相続財産であるからである。この意図で行われたときには、更に未成熟者の相続財産が売却に來ると云われるのは明らかであらう。殊に既に未成熟者の相続財産が提供されて相続財産が売られたときがそうである。

§ 3 どのようにに相続財産の売主に帰属したと見られるかと問われる。勿論相続上の物の物体を売主が手に入れる前には、それらの物の追求訴訟を委譲しそして訴訟を譲歩することができる限度でその者に帰属したと見られると私は思う。実際には物体を手に入れたか或は負債を取立てた場合には、一層完全に売主に帰したと見られるが、しかし相続財産売却前に売却された物の代価を得たときにも、物の代価がその者に帰属したこと

は公然である。前者は第一の理由でなく、効果を伴って帰属したと見られるものが重んじられるべきである。それ故に或者が遺贈の名義で履行したものは、その者に帰属したとは見られない。しかし何物かが他人の銅に属するとき或は相続上の誰かもう一方の者の重荷に属するときにも、帰属したことが至当にも否定されるであらう。しかし売却前に贈与された物の代価が履行されることを衡平の理性は要求している。

§ 4 しかしながら単に相続財産の売主に帰属するものばかりではなく、しかしその者の相続人へ相続財産因り帰属するものも、買主に返還されるべきである。唯既に帰属しているものばかりではなく、しかしいつか帰属するであらうものも返還されるべきである。

§ 5 しかしそれらの者へ帰属しないような何事かがそれらの者の悪意で為されたときにも、これは買主に履行されるべきである。しかしながら何か或るものを譲渡したのであれ、或は更に要式免除契約で或者を解放したのであれ、或は相続財産から取得されなかったこと或は入手することができる占有を入手しないことを悪意で為したのであれ、帰属しないことを悪意で為したと見られる。しかし悪意でなく、却って重過失で何事かを犯したときにも、ともかく拘束されるであらう。しかしながら売主の悪意なしで損失されたもの及び減少したものは履行されないであらう。

§ 6 相続財産の売主は、その者の権力内にある自己の息子

又は奴隷由りその者の相続財産を売却した者に負っている負債のために、買主に履行しなければならぬかという点が問われた。息子又は奴隷の特有財産についてだけ又は自己の利益に転用されたことが発見されたものは何であれ、その者が履行しなければならぬと見られた。

§ 7 相続財産の売主が好機から何等かの利得を覚えたときにも、それを買主に返還しなければならぬかが問われるのを常としてゐる。ユリアヌスの著作ディゲスタの第六巻でこの問題が取扱われ、義務付けられないものを取立てて、相続人が留置し、負債でないものを弁済したなら、清算しないと同人は述べる。何故なら負債でないものを取立てたものを相続人が買主に履行しせず、負債でないものを履行したものをその者由り得ないということが遵守されるからである。しかしながら有責判決された者が履行したときには、更にもし殊にその者に相続人が有責判決された者が債権者でなかったとしても、唯相続人が自己の悪意なしで有責判決されたことだけで相続人には充分である。この見解は私には気に入っている。

§ 8 しかしながら唯相続上の訴訟のみならず、しかし更に相続人自身が設定したその債務も買主に譲歩されなければならぬと云われるべきであらう。従って相続人が相続上の負債者由り保証人を受諾したときにも、相続人は自分が持つ訴訟自体を買主に譲歩しなければならぬであらう。しかし更改し或は訴訟を審判手続へ導いたときにも、手に入れたこれらの訴訟自

体を譲歩しなければならぬであろう。

§ 9 全ての利得が相続財産の買主に関係するように、このように損害も亦同一人に関係しなければならぬ。

§ 10 要するに相続人が相続上の物を売却し且これを通じて有責判決されたときには、買主に反する訴訟を持たない。蓋し相続人があったからではなく、却って売却したことの故に有責判決される。しかし売られた物の代価を相続財産の買主に与えたときには、売主訴訟に余地があるかを我々は考えて見よう。私はあると思う。

§ 11 売主自身が相続財産の代りに何か或る物を与えたのであれ、委託事務管理人であれ、その者の事務を管理する間に、売主の代りに誰か他の者がであれ、何か或るものが相続財産の売主に欠けるのであったら、売主訴訟に余地があるであろう。のみならず何も売主に欠けないときには、訴訟がその者に成立しないと云うのが首尾一貫しているであろう。

§ 12 相続財産の売主が特有財産なしで奴隷を除外するが、その者の名義でその者を相手方として特有財産について及び転用物について訴訟されるときには、買主に追従しなければならぬ。その者の特有財産の名義で履行したもの、又は死者の利益に転用されたものだけを、その者が得るとユリアヌスの著作で書かれた。というのはこれらの事例では買主の他人の銅を弁済したが、その他の原因に基づいて自己の名義で有責判決されるからである。

§ 13 相続財産の売主が特有財産と共に奴隷を除外し、特有財産について訴えられた者が履行したときには一体どうか？

特有財産因り残存したもの、これを持つという意図で行われたときに限り、その者は返済請求しないとマルケルスはディゲスタの第六巻で書いた。それに対して反対の意図で行われたときには、その者が返済請求することができるのは適法であると同人は述べる。逆に何事も明確にそれらの者間で合意せず、却って単に特有財産の言及だけが為されたときには、売主訴訟は行われないことが知られている。

§ 14 相続財産の売主が自己に建物を除外し、この建物の未発生損害の名義で確約されたときには、如何なる意図で行なわれたかが重要である。何故なら売主が未発生損害の問答契約の重荷をも亦支持するために、このように除外したときには、何物も買主由り得ないであろうが、逆に買主がこの他人の銅を支払うためというこの意図で行われたときには、問答契約の重荷は前者に帰属するであろう。如何なる意図で行われるかが明白でないときには、勿論売却前に与えられた損害の名義で重荷は買主に、もう一方の時期の損害は相続人に属するという意図で行われるというのが真実らしい。

§ 15 ティティウスがマエヴィウスの相続財産をセイウスに売却し、セイウス由り創設された相続人が、その相続財産をアッティウスに売却したときには、相続財産の最初の売却に基づいてアッティウスを相手方として訴訟されることができるか？

相続財産の売主は、誰でも外部の相続人由り請求することができたもの、それを相続財産の買主由り得るとユリアヌスも述べる。確かにセイウスに他の相続人が出現したときには、売主がマエヴィウスの相続財産の名義で履行したものは何であれ、それを売主が売主訴訟に基づいてその者由り得ることができた。何故なら人間の二倍額を私がセイウス由り問答契約し、私がその者に相続人として出現し、そして私がその相続財産をティティウスに売ったときにも、人間の追奪で、私は物をティティウス由り保全するからである。

§ 16 相続財産の売主が公の貢納の名義で何か或ものを履行したときには、買主が認容すると云いそしてこの義務を負うのが首尾一貫してあるであろう。何故ならこれらは更に相続財産の重荷でもあるからである。偶々税の名義で売主が何か或るものを納付するときにも、同一が云われるべきであろう。

§ 17 もし埋葬が為されて相続人が相続財産を売却したならば、埋葬の費用を買主由り得るのか？ 買主は埋葬の費用を履行しなければならぬとラベオも述べる。蓋しその費用は、と彼は謂う、相続上のものである。この者の見解をヤヴォレヌスも真実と思ひ、私も裁量する。

§ 18 或者が自己の負債者に相続人として出現した際には、混同で債権者であることを止める。しかし相続財産を売却したときには、相続財産の買主は相続人地位を占め、そしてそれ故に仮令死亡後売主の相続に由り義務を負うのを止めるとしても、

死亡する際に遺言者が義務を負ったのであれ、期日内に義務付けられるものであれ、条件付でしかも、その後条件が出現したのであれ、買主は相続財産の売主に拘束されるというのが最も衡平と見られる。にも拘らずその者の負債の相続人に対して訴訟があることができたときにこのようである。偶々相続人を相手方として訴訟がない原因に基づいて、更に買主を相手方として訴訟されることはないためである。

§ 19 創設された相続人が相続することによって役権を喪失したときにも、役権が相続人に返還されるために、買主に対して売主訴訟を試みることができよう。

§ 20 しかしたとえ売主が未だ何も履行せず、どんな名義であろうと相続財産の故に債務を負うとしても、それにも拘らず買主を相手方として訴訟することができる。

3 ポンポニウス サビヌス註解第二七卷

相続財産の売主が取立てられた金銭を悪意及過失なしで滅失したときには、その者は買主に拘束されないと定められた。

4 ウルピアヌス 告示註解第三二卷

債務名義が売られたときには、とケルススはディゲスタの第六巻で、売主は負債者が富裕であることを担保してはならない。しかしながら他のことが合意されるのでなければ、負債者であることを担保すると書いてある。

5 パウルス 告示註解第三卷

勿論「反対の意図で行なわれたのでなければ」という抗弁も

なしに。しかし確定金額の負債者が云われたときには、売主はその金額に対して拘束される。不確定の及び何等の義務も負わないときには、買主の利害のある額につき（拘束される）。

6 同人 質疑録第五卷

更にその後売主が受領したものの質名義の追求訴訟も亦譲歩されなければならない。何故なら売主の利益は買主に役立つからである。

7 同人 プラウティウス註解第十四卷

誰か或者が相続財産を売却した際には、購入があるためには、相続財産があらなければならない。というのは狩猟や類似に於けるように賭が購入されるのではなく、却って物であるからである。これがないときには、購入は契約されず、そしてそれ故に代価は弁済請求されるであろう。

8 ヤヴォレヌス プラウティウス論第二卷

もし如何なる相続財産も売主に帰属しなかったならば、買主に履行しなければならなかった額はどのように區別されるべきであろう。勿論何か或る相続財産があるが、しかし売主へ帰属しないときには、自体が評価される、これについて行なわれたと見られるものが全くないときには、価格のみを、そしてその物に対して何等かのものが費やされたときには、買主は売主由り得るであろう。

9 パウルス 告示註解第三三卷

或ものが買主の利害にあるときにも、

10 ヤヴォレヌス プラウティウス論第二卷

もし相続財産の売却に於いて、或ものが売主の権利に属していて、売られるが、その後何事も將に担保されようとするという意図で行われたならば、假令相続財産が売主に帰属しなくとも、にも拘らず何事もその者から担保されないだろう。蓋しちょうど取引の収益と同じようにこのように危険も買主に帰属するという意図で行われたことは平易である。

11 ウルピアヌス 告示註解第三二卷

何故なら恰も相続財産の期待のうちに、「これで相続財産があるときには、君に購入された」というような方法で売却があることは承認されるからである。というのは網中のように、物の不確定さ自体が売られるからである。

12 ガイウス 属州告示註解第十卷

しかしながら自己に帰属しないことを知って売却したのでなければ、これはこのように理解されるべきである。何故ならその時には悪意に基づく訴訟で拘束されるであろうからである。

13 パウルス プラウティウス註解第十四卷

もし相続財産があるならば売主が持つであろう権利は何であれ買主が持つであろうというように合意しないとき、その時に自分が相続人であることを担保しなければならぬ。逆にこの点が付加されて、相続財産がその者に帰属しないときには、売主は解放される。

14 同人 告示註解第三三卷

前文 家子の債務名義を売却した者は、父親を相手方として持つ訴訟も亦譲歩しなければならない。

§ 1 相続財産が売られるときには、売主は相続上の物を引渡さなければならぬ。しかしながら相続財産がどれだけあるかというものは何等重要ではない。

15 ガイウス 属州告示註解第十卷

その者の資産について断言したのでなければ、

16 パウルス 告示註解第三三卷

君が恰も相続人のように、相続財産を売却したときには、相続財産はトレリアヌス元老院決議に基づいて君に返還されたので、君は買主の利害ある額に拘束されるであろう。

17 ウルピアヌス 告示註解第四三卷

条件付或は期限内に義務を負う者の債務名義を我々は購入もし売却もするのを常としている。というのはそれは購入され、売られることができる物であるからである。

18 ユリアヌス ディゲスタ第十五卷

多数の相続人のうちの一人がその他の相続人が相続する前に、遺言者由り罰金付で義務付けられていた金銭全部を、弁済しそして相続財産を売却したが、自己の共同相続人達由りそれらの者の貧窮の故に何ものも保全することができないときには、相続財産の買主を相手方として或は問答契約に基づき或は売却に基づいて（訴訟を）試みるのは適法であろう。というのは全べての金銭が相続上の名義で与えられたことは家産分割審判手続

に導かれられることによって平易であるからである。これを通じて各相続人は言わば相続人のように費やした以上のものを自己の共同相続人達由り得ることはできない。

19 同人 ディゲスタ第二五卷

何か或る債務が条件付で売られるかそれとも、債務自体が条件付である際に、純粹で売られるかは夥しい差異がある。第一の事例では条件が行なわれなければ、何等売却がないが、直ち後の売却から成り立っている。何故ならティティウスが君に十金の義務を条件付で負っていて、私が君由りその者の債務名義を購入するときには、君がその者に要式免除契約を為すために、私は速やかに売買に基づいて訴訟することができるからである。

20 アフリカヌス 質疑録第七卷

前文 君がルキウス・ティティウスの相続財産を私に売却し、そして後に君が、同一人の負債者の相続人として出現するときには、君は買主訴訟で拘束されるであろう。

§ 1 或者自身が自己の債権者に相続人として出現し相続財産を売却した際には、前述の例に於けるよりも一層單純にこのことが現われる。

21 パウルス 質疑録第十六卷

相続財産に基づいて挿入された問答契約で相続上の物を追求した売主が他の者に売却した。問答契約に基づいて何を履行しなければならぬか問われる。何故ならとにかく問答契約は、二回効力を生ぜず、その結果物と代価の義務を負うからである。

勿論相続人が物を売却した後に、問答契約が介入したときには、代価が問答契約に來たと我々は信ずる。もし問答契約が先行し、次いで物を手に入れたならば、その時には売主は物の義務を負うであろう。故に奴隷を売却したが、その者が死去したときには、その者の代価の義務を負うのか？ というのはステイクスの確約者は、その者を売却したときに、その者が死亡すると、何等の遅滞も現われなかったならば、義務を負わないからである。しかし私が相続財産を売却しその後そのうちの物を売却した場合には、私が相続財産の業務よりもその者の業務を行なっていると思われることができる。しかしこれは個々の物に於いて信じられることができない。何故なら私が同一の人間を君に売却し、未だそれを引渡さないで亦私か他の者にも売却して代価を受領するときに、それが死亡すると、私は購入に基づいて君に何の義務も負わないと我々は見るからである。蓋し故に私は引渡に於いて遅滞を為さなす（というのはいは売却された人間の代価は物因りではなく、却って取引の故に収取されるから）、恰も私が他の者に売却しなかったかのようなものである。というのはいは私は君に訴訟ではなく、物の義務を負ったからである。これに対して相続財産が売られる際に、私が言わば相続人のように何事かを為したときには、私が恰もその者の業務を行うかのように見られる。ちようど土地の売主が假令他人に属するものであるかのように懈怠したときには、その者の過失が立証されたとき

を除いて、何事もその者に帰することができないとしても、誠意の理由で履行すると同様である。私が売却した物を他人が占有しているので私が請求し、争訟の評価を私が受諾したときには、私はその者に代価の義務を負うのかそれとも物か？ 兎角物。というのは私はその者に訴訟ではなく、物を履行しなければならぬからである。暴力で投げつけられた私が或は盗訴訟の故に二倍額を招いたとしても、何等これは買主に帰属しないであろう。何故なら過失なしで売主が所持するのを止めたとときには、物ではなく、自己の訴訟を譲歩しなければならず、このように評価も亦であるからである。何故なら建物が焼失すると敷地も引渡さなければならぬからである。

22 スカエヴォラ 解答録第二卷

(売主が) 相続財産売却の代価を部分として受領したが、残額を買主が弁済しないと、相続上の物体が質の名義で拘束されるかと問われた。何故拘束されないのか何も報告されていないと私は解答した。

23 ヘレモゲニアヌス 法の省録集第二卷

前文「他のことが意図されたのでなければ」主債務者に対して持つ訴訟の売主はその原因に基づいて主債務者自身に対して並びに、この負債の介入者に対してその者に成立するすべての権利を譲歩しなければならない。

§1 債務名義の売主は或は相殺で或は取立て得たものは何であれ完全に買主に回復するように強制される。

24 ラベオ ヤヴォレススによる最近の著作省録集第四卷

君がコルネリウスの相続財産を売却した。次いで相続人である君由りコルネリウスが遺贈したアティウスは買主由り遺贈を取取る前に、君を相続人に為した。君に履行されるために君が売却に基づいて訴訟するのは適法であろうと私は思う。蓋し買主がその遺贈を履行することの故に、相続財産がより少額で売られ、君を相続人にしたアティウスに金銭が義務付けられるかそれとも受遺者にかということは何等差異がない。

25 同人 蓋然性論第二卷

相続上の土地を除外して相続財産が売られ、次いでその土地の名義で売主が何か或ものを取得した。それを相続財産の買主に履行しなければならぬ。パウルス、否、その物に於いて如何なる意図で行われるかが常に問われる。しかしながらそれが明瞭でないときには、売主は買主にその物を履行しなければならぬ。何故ならその土地を相続財産の売却に於いて除外しなかったときと他ならずそのもの自体がその相続財産由り買主に帰属したと見られるであろうからである。

第五章 売却取消及びいつ購入由り退去することが

許されるかについて

1 ポンポニウス サビヌス註解第十五卷

家子が特有財産に属する物を私に売却したときに、更にその売却由り立ち去られる旨合意されるときでも、父親と息子と私

の間で合意されなければならず、私が唯父親だけを相手方として約束したときには、息子は解放されることができないと息子ケルススは思った。この約束由り何事も行なわれないのかそれとも反対に私は勿論解放されるが、債務を負う息子が存続するのかが問われる。被後見人が後見人の授權なしで約束するときには、勿論自身は解放されるが、更にその者を相手方として約束した者はないようなことである。何故なら債務を負う一人の者が存続する旨で約束することができるとアリストが云ったことは真実でないからである。蓋し一当事者として契約する者が、約束で購入由り立ち去られることはできない。そしてそれ故に一人の当事者由り契約が更新されたときには、その方法の約束は有効でないと云われる。しかし父親が約束し相手方が解放されるといつに息子も亦解放されると云われるべきである。

2 同人 サビヌス註解第二四卷

私が君由り或る物を購入し、私が再び同一物をより多額又はより少額で購入するときには、我々は最初の購入由り退去した（というのは物が原状にある間は、我々の合意で購入が行われなかったことに為されるからである）。ところが後の購入は恰も何等先行しなかったかのように成り立つ。しかし代価弁済後には我々は購入が行なわれなかったことに為すことはできないので、代価弁済後には、再度（同一物を）購入しても我々は同一の理由を用いることができない。

3 パウルス 告示註解第三三卷

購入と売却は同意で契約されるように、物が追従した以前には反対の同意で解除される。順って買主が保証人を受諾し或は売主が問答契約したときに、露わな意志のみで債務が解除されるか問われた、ユリアヌスは勿論購入に基づいて訴訟されることとできないと書いた。蓋し誠意審判手続には、約束の(諸)抗弁が内在する。しかしながら準抗弁が保証人にあるかは考えて見られるべきである。主債務者が解放されると保証人も解放されると私は思う。同様に問答契約に基づいて訴訟する売主は抗弁で撃退されるべきである。買主が亦物を問答契約の中へ導びいたときにも、法の同一である。

4 パウルス ユリアヌスのデイゲスタ第八巻註解

例えば寛衣又は皿の購入が契約され、両方の一つ購入は存続しないと売主が約束したときには、この物の名義だけで債務が解除されると私は思う。

5 ユリアヌス デイゲスタ第十五巻

前文 買主が売主に或は売主が買主に要式免除契約を為すときは、取引由り退去され、両者がもう他方の者由り何ものも請求しないとそれらの者間で合意されたと等様に看做されることを行なおうという両者の意志が示されるであろう。しかし要式免除契約がこの原因に於いてはその性質からではなく、合意の権力で一層明白に有効であることは明瞭である。

§ 1 物が追従しなかったときには、購入は露わな合意で、解除される。

§ 2 しかしながら人間が死亡すると、売主は解放され、人間が買主に消失することを見れば売却は引渡されたのと等様の故に正当な合意が介在したのでなければ購入と売却に基づく訴訟が存続するであろう。

6 パウルス 告示註解第二巻

売られた物が、確定期間内に気に入らなかったときには、返却されると合意されたときには、サビヌスが思うように購入に基づく訴訟があるか又は購入に最も近い事実訴訟が賦与される。

7 同人 質疑録第五巻

前文 私が純粹で購入したものを条件付で再度購入するときには、後の購入では何事も行なわれない。

§ 1 先に後見人の授權なしで、次いで後見人の授權で購入した被後見人の人格が介在したときには、仮令売主は既にその者に債務を負っていたとしても、にも拘らず被後見人は拘束されていなかったもので、更新された売却は相互に債務を負うことを招来する。もし先に後見人の授權が介在したが、次いで後見人の授權なしで購入したならば、後の購入では何等の意図でも行なわれない。同様に購入由り退去されると後見人の授權なしで約束されたときには同一が問われることができる。ところが初め由り後見人の授權なしで購入したのと似通っていて、その結果当然自身は拘束されないが、しかしその者が訴訟すると留置権が成立するかどうか。しかしそれは理由なしで云われるない。蓋し故に初めから適法に購入が契約され、もう一方の者に

詭弁であるその約束に固執されることは殆ど誠意に合致せず、殊に正当な錯誤で欺むかれたときもあるからである。

8 スカエヴォラ 解答録第二卷

セイウスの委託事務管理人であるティティウスは、セイウスが死んで、その者から相続人として書かれたが不知である際に、相続上の奴隷が土地を売却したので、恰も委託事務管理人ように署名した。購入が完成される前にそれを相識したなら、売却由り退去することができるかどうか問われた。ティティウスは、自身が売却しなかったときには、奴隷が売却して署名した故に、市民訴訟で拘束されないが、しかし奴隷の名義で法務官訴訟で拘束されると彼は解答した。

9 同人 デイゲスタ第四卷

ルキウス・ティティウスのものであった土地が国家の貢納のために売られた。負債者であるルキウス・ティティウスは自分が貢納を全額支払う用意されたと公言した際に、土地が負債総額があるよりも少額で売られたので、属州長官は売却を取消して、それがルキウス・ティティウスに返還されることを命令した。長官の判決後返還される以前には、購入された土地がルキウス・ティティウスの財産中にあるかどうか問われた、代価が買主に差出される前或は代価が未だ買主由り弁済されず貢納に對して満足させられる前には、ないと彼は解答した。

10 同人 デイゲスタ第七卷

前文 期日迄に金銭を弁済しなかったときには、物は購入さ

れなかったことになる」と云われた約款でセイウスがルキウス・ティティウス由り土地を購入した。代価の一部が即日弁済されて売主が死んだので、被後見の年齢にあるティティウスの息子に自身が後見人として他の者と共に与えられたセイウスは、共同後見人に約款に従って代価を払い渡さず、後見の計算にも記帳しなかった。無効の購入が為されたのかどうか問われた。陳述されたことに従えば購入されなかったと見られると彼は解答した。

§1 ヌメラリアとセンプロニアが紛争を惹起するのではないかと懸念されたので、保証人が売主由り買主に与えられるまで代価のうち何か或る金額が買主の許に存続するよう、地所の買主が売主を相手方として約束した。その後「期日因りすべての金銭が弁済されず、その地所が売られることを売主が望まないときには、売却されない」という約款を売主がはめ込んだ。その間に売主は相手方の中のもう一方の婦人を征服したので、もう一方（の婦人）を相手方として何の問題なしに買主が地所を占有する旨和解した。保証人が与えられず、すべての金銭が約款に従って自己の期日に弁済されなかった際には、地所が売却されないのか問われた。保証人が売却の原因で与えられる以前には金銭は弁済されず、そしてそれが為されないようにと合意したときには為されないことが買主次第でないので、約款の後段の部分は行使されることができないと彼は解答した。

第六章 売却された物の危険及び有利について

1 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 売却されたブドウ酒が酸敗し或は何か他の瑕疵を受けるときには、損害は買主に属するであろう。ちょうど或は容器が打ち砕かれ或は他の何等かの原因に基づいてブドウ酒が流出されたときと同じである。しかし売主が危険に近寄ったときには、近寄った期間内危険を受けるであろう。もし期間を表示しなかったならば、ブドウ酒が試飲されるときまで危険を受けなければならぬ。試飲される際、その時に恰も最も完全に売られることは自明である。随って又はどれだけの間ブドウ酒の危険を受ける合意すると、その限りで受けるであろうし、又は合意されなければ、試飲迄受けるであろう。しかし未だ試飲されないが、にも拘らず買主由り容器或は樽が封印されたときには、他のことを合意するときを除いて依然として危険は売主のものであると我々が云うのは首尾一貫している。

§ 1 しかし売主は測定の日日まで保管も履行しなければならぬ。というのはブドウ酒を測り分ける以前には、恰も未だ売られていないのに近いからである。測定が為された後には危険が売主のものであることを止める。測定前でも測定してではなく、却って偶々壺或は更に個々の樽を売却したときには、危険から解放される。

§ 2 樽が買主由り封印されたときには、それは引渡された

と見られるとトレバティウスは述べる。ラベオ反対。後説が真実でもある。というのは引渡されたと見られるためよりも、寧ろ摩り替えられないために封印されるのを常とするからである。

§ 3 しかしながら測定する期日を証したのに、その期日内に測り分けられなかったときには、或はブドウ酒を流出するところが売主には許される。しかしながら証人を呼んで又は、ブドウ酒を取り除き、又はブドウ酒が流出されることがまさにあるのを売主が知っていることを買主に通知する以前には、直ちに流出することができないであろう。にも拘らず流出することができる際に、流出しないときには寧ろ賞賛されるべきである。それ故に樽の賃料も亦取立てることができるが、しかしこの中にブドウ酒があった容器が空であることにその者の利害があつただけがこのようである。例えば(それが賃貸されようとしていたとき、或は他の樽を賃借することを必要とするとき。しかしながら賃借した額が買主由り返却されるのでなければ、容器は賃借されてブドウ酒が返却されないこと又は善意でブドウ酒を売却することがより有利である。即ちそれは、自身の不利なしに為され得る程度で、最小の損失であつても、その件が買主にというよう尽力することである。

§ 4 君が樽でブドウ酒を購入し、その引渡について或事を合意しないときには、それらの仕事はブドウの収穫までにまさにある必要がある前に空にされるといふ意図で行われたと見られる。もし空にされなかったならば、売主は筈を通じて測定を

為し、流出させると古人が思ったことが為されるべきである。というのは測定された量が明瞭でないときには、古人は測定のためにこれを忠告したからである。買主に消失した量を明瞭にすることは自明である。

2 ガイウス 法学通論第二卷

前文 この者に新ブドウの収獲なしにその容器が必要でない者が売主であるときには、このように真実である。逆にブドウ酒を購入し売却するのを常とする商人であるときには、売主の有利に基づき取り上げられることができるその日時が考察されるべきである。

§ 1 しかしながら測り分ける期日前に売主がどのような保管を履行すべきか、注意義務も履行するような完全なのか、それとも逆に悪意だけか我々は考えて見よう。宿命的な損害或は不可抗力は弁護されるようなその注意義務を売主は提示しなければならぬと私は思う。

3 パウルス サビヌス註解第五卷

しかしながら売主はこれらの者に物が使用貸与される者達が履行するのと同様の注意義務を履行しなければならない。その結果自己の物に於いて適用するよりも正確な注意義務を履行することになる。

4 ウルピアヌス サビヌス註解第二八卷

前文 或者がブドウ酒を売却して確定期日内に試飲されるべしと云ったが、次いで試飲されなかったことが売主次第であつ

たときには、売主は過失の酸敗及び黴の危険だけを担保しなければならぬのか、それとも逆に期日が経過しても更に危険を担保すべきで、その結果偶々試飲すべき期日が経過した以降に腐敗したときには、危険は売主に帰属するのか、それとも逆に恰も条件付、「即ちその期日前にそれが試飲されたときには」で売られたかのように、寧ろ購入が解除されるのか？ どのような意図で行われたかが重要であろう。しかしながらこれが秘密の中にあるときには、購入は存続するが、試飲することで予じめ決められた期日を超えても更に危険は売主に帰属すると云われるべきであると私は裁量する。蓋し自身を通じて為された。

§ 1 一括してブドウ酒が売られたときには、単に保管だけが履行されるべきである。このこと因り試飲される旨でブドウ酒が売られるのではないときには、売主は酸敗も黴も担保しなければならぬのではなく、却って全ての危険が買主へ帰属することは明瞭である。しかしながら試飲しないためというように或者が購入することは困難である。その故に期日が試飲に付加されなかったときには、買主はいつか或時試飲することができ、試飲した間は酸敗と黴の危険は売主に帰属するであろう。というのは試飲に予め決められた期日は買主の条件をより良くするからである。

§ 2 しかしながらブドウ酒が一括して売却されると保管の終局は運送する期限である。このことは期限が付加されたときには、このように受け止められるべきであろう。のみならず付

加されなかったときには、売主が限界のない保管の義務を負わないかどうか考えて見られるべきである。我々が上で説明することに従えば、又は期限についてどのような意図で行われたか、又はブドウ酒を取り上げるためにその者に通知することに差異があるというのが比較的正しい。少くともブドウの収穫のために樽が必要であったであろう以前に、ブドウ酒が運送されなければならぬ。

5 パウルス サビヌス註解第五卷

期日迄にブドウ酒を取り上げないことが買主次第であったときには、その後何ものかが売主の悪意で横取されたのでなければ、その者由り担保されねばならないわけではない。「例えば言葉の御陰で穴蔵の中にあるブドウ酒のうち測り分けられたときに、百壺が売られたときには、それが買主を通じて為されるのでなければ、測り分けられるまですべての危険は売主のものである。」

6 ポンポニウス サビヌス註解第九卷

酸敗と黴を除外して私はブドウ酒を購入し、酸敗をも亦受領することが私に好都合であるときには、仮令それが買主の原因で除外されたとはいえ、にも拘らず酸敗と黴は売られなかったとプロクルスは述べる。何故なら意に反する買主が受領することを強要されないものは或は他の者にそれを売却することが売主に許可されないのは不衡平であるからである。

7 パウルス サビヌス註解第五卷

前文 購入後に寄洲作用によって土地に付合し或は消失するものは買主の有利及び不利に帰属する。何故なら耕地全体が購入後に河川によって占められたときにも、危険は買主のものであり、随ってこのように有利もその者のものでなければならぬいからである。

§ 1 売却されるものは、算定されないという意図で行われたときを除き、地所の大きさに算定されなければならない。それに対して売られないものは、算定されるという意図自体で行われたときに、大きさに算定されるべきである。例えば公道、境界の畦、土地に隣り合せる森がそれである。逆に「いずれのこととも云われなかった際には」、算定されなければならないわけではない。それ故に土地の中にある森、公道全体が大きさに算定されると名指しで約定されるのが常である。

8 同人 告示註解第三三卷

前文 いつ購入が完成されたか不可避的に知られるべきである。というのは危険が誰のものであるかをその時に我々は知るからである。何故なら購入完成で危険が買主へ帰属するからである。売られたものが何で、どんな種類でどれだけの量であり代価もあることが明瞭であり、純粹に売られるときには、購入は完成される。もし物が条件付で売られるが、条件が勿論行なわれないうときには、何等購入はなく、このように問答契約もない。もし出現したならば、危険は買主のものであるとプロクルスとオクタベヌスは述べ、ポンポニウスは同説を第九卷では認

する。もし条件の成否未定の間に買主或は売主が死んだならば条件が出現したときには、恰も既に過去に於いて購入が契約されたかのように、相続人も亦債務を負うことが知られている。もし条件の成否未定の間に物が引渡されたならば、買主は買主としてそれを使用取得することができない。代価の弁済されたものは返済請求され、中間時の果実は売主のものである。条件の成否未定の間に物が消滅したときに、問答契約及び条件付の遺贈が消滅するのと同じである。実際に物が存在するときには、より劣悪が招来されたとはいえ、損害は買主のものであると云われることができる。

§ 1 「船がアジア因り来るのであれ、来ないのであれ、その奴隷は購入される」というように売られるときには、直ちに売却が完成されるとユリアヌスは思う。蓋し故にそれが契約されたことは確実であるからである。

§ 2 君が私に用益権を売却する際には、これが唯君だけのものである使用・収益する権利を君が売却するのかそれとも逆にこれが君のものである物体自体に対して君が私に用益権を売却するのは差異がある。何故なら第一の事例では更にもし君が直ちに死んでも、君の相続人は私に何等の義務も負わないであらうが、しかしながら君が生きているときには、私の相続人には義務付けられるであらう。後の事例では私の相続人には何も義務付けられないが、君の相続人は義務を負うであらうからである。

9 ガイウス 属州告示註解第九卷

地所の視察後、購入が契約される前に、樹木が風で投げつけられたときには、これらも亦買主に引渡されなければならないか問われる。そして義務付けられないと解答された。蓋し土地を購入する前に、土地のものであることを止めたので、それらを購入しなかった。しかし樹木が投げつけられたことを買主は不知であったが、しかしながら売主が知っていて警告しなかったときには、売られるときに限り、物が評価されることに買主の利害があつた額（である）。

10 ウルピアヌス 論争録第八卷

条件的な売却に於いて物が買主の危険で保全されること自体を合意したときには、約束が有効であると私は思う。

11 ユリアヌスのディゲスタ第七卷においてスカエヴォラが註記する。

測定が為される前に水の氾濫又は地すべり又は他何等かの事変で土地の部分が消失した際には、買主は土地の名義で訴訟することができない。

12 アルフェヌス・ヴァルス ディゲスタ第二卷

売却された家が焼失されたときには、火災は過失なしで為され得ないので、法の何であるか？「蓋し家父の過失なしで為さ中にあるのではない。このために家の保管に於いて実直で注意深い人が履行しなければならぬその注意義務を売主が適用し

たときに、何かが起つたならば、何事もその者に帰属しないであらうと解答された。

13 パウルス アルフェヌスの省録集第三卷

公道中に置かれていたので、購入された寝台を按察官が切断した。買主に引渡されていたか又は引渡されないことがその者次第であったときには、危険は買主のものであると定められた。

14 ユリアヌス ウルセイウス・フェロックス註解第二卷

そしてそれを法上でなく為したときには、その者は按察官を相手方としてアクイリア法の訴訟を持つであらう。また少くともその者が按察官を相手方として持つ自己の訴訟をその者に譲歩するために、売主を相手方として購入に基づいて訴訟されるべきである。

15 パウルス 省録集第三卷

前文 もし引渡されていず、引渡されることに買主が遅滞中でなかったならば、危険は売主のものであらう。

§ 1 購入された材料が、引渡された後に、盗で消失したときには、危険で買主のものであると彼は解答した。(そうで)ないときには売主のものである。しかしながら買主が記名した梁が引渡されたと見られる。

16 ガイウス 法学通論第二卷

樽の中にあつたブドウ酒が売られ、そして、買主に由り取上げられる前に、それが自己の性質から、腐敗したときには、勿論それらの善悪について売主が断言したならば、買主に拘束さ

れるであらう。もし何も断言しなかったならば、危険は買主のものであらう。蓋し試飲しなかつたのであれ、試飲することでも悪く吟味したのであれ、自分の所為せいにしなければならぬ。取上げられなければならぬその期日内迄にそれらの悪が將に持続しようとしなことを売主が、理解しているのに、買主を警告しなかつたときには、警告されたことにその者の利害のある額につきその者に明らかに拘束されるであらう。

17 ヤヴォレヌス カッシウス論第七卷

奴隸の買主が、代価を弁済する迄、その者の賃借を懇願したときには、その奴隸を通じて何ものも取得することはできないであらう。蓋し故にその者の占有が賃貸を通じて売主に由り留置される者は引渡されたと見られないからである。にも拘らず売主の悪意なしで介在したその奴隸の危険は買主に帰属する。

18 ポンポニウス クイントス・ムキウス註解第三卷

買主が遅滞の責を負い始めた際には、既に過失ではなく、却つて単に悪意だけが売主に由り担保されるべきであることが知られるべきである。もし売主と買主を通じて遅滞があつたならば、勿論遅滞は売主の責に帰されるよりも寧ろ買主に害となるとラベオは書いている。しかし後の遅滞がその者に有害にならないように考えて見られるべきである。それでは私が売主を催告したが私が購入したものを与えず、次いでその後その者が提供したのに私が受領しなかつたときはどうか？ 實際にこの事例では、私に害にならなければならぬ。しかし買主を通じ

て遅滞があり、次いで全てが原状のままである際に、売主が自ら支払うことができるのに、遅滞の責を負うときには、後の遅滞が売主に害となるのが公平である。

19 パピニアヌス 解答録第三卷

前文 住居権の重荷が被解放者の死で終局すると、住居権が死者の意志に従って代価を超えて被解放者に履行される他を何事も合意しないときには、家の買主はその原因のために売主に拘束されないだろう。

§1 代価弁済前に所有権の問題が惹起されると、その追奪の適当な保証人が売主より提供されなければ買主は代価を弁済するよう強要されない。

20 ヘレモゲニアヌス 法の省録集第二卷

買主が代価弁済に於いて遅滞を為したときには、売主に利息だけを履行するであろうが、遅滞がなされなければ売主が得ることができたもの全てでは全然ない。例えば取引人であつて、代価弁済で、利息由りも商品由りより多くを取得することができたときがそれである。

第七章 奴隷移動について或は手から放たれる或は

反対の旨で奴隷が売られるとき

1 ウルピニアヌス 告示註解第三二卷

なにか他の場所に逗留しないようにと、奴隷が売られたときには、売却した者は約款を委棄して、自身がローマに留置する

ことができる条件中にある。このことをパピニアヌスも第三卷で解答した。というのは危険を(に)従事しないよう、所有者の安全の故に、と彼は謂う、約款が守られるからである。

2 マルキアヌス 公務論第二卷

イタリー由り移動された者が売られたときには、特別に禁止されたのでなければ、属州に於いて逗留することができる。

3 パウルス 告示註解第五十卷

確定期間内に手から放たれるというこの約款で或者が売られたときには、手から放たれなかつたときには、自由人になるが、にも拘らず売却した者が同一の意志中に持続するときには、相続人の意志は探知されるべきでない。

4 マルケルス ディゲスタ第二四卷

二十歳未満の者が、君がその者を手から放つというこのことに於いて、奴隷を君に売却し「引渡」したときには、仮令自身が二十年を達した際に、君が手から放つという意識で引渡したとしても、「引渡」は無効である。というのは自由の履行を猶予したことは夥しさを為さないからである。実に法律はその者の故意に恰も強固が不充分であるかのように遅れるからである。

5 パピニアヌス 質疑録第十卷

或者に売主の約束でどんな都市の聖域にも禁じられたときには、更に市街地でも禁じられたと見られる。勿論他の箇所で皇帝の指令を以って指示されることは、更により小さいものを思い切る者はより大きなものをより重要な権利を当然享有しない

と自然に理解せざるを得ない。

6 同人 質疑録第二七卷

前文 女奴隷が手から放されず又公娼させられないようにと売主が買主由り約定するが、約定されたことに反する何か或ることが為されると、追奪され又は自由であると判決され、問答契約に基づいて、罰金が請求されるときには、悪意の抗弁が対立するだろうと若干の学者は思うが、サビヌスは対立しないだろう。しかし手から放たれないと約定されたときには、問答契約が法上拘束しないと理性は言わせる。何故なら手続から放つ行為について(考えるが)とところが寧ろ善行の効果について考えないのは信じられないからである。のみならず売春させられないと約定されたときには、何故罰金が請求されて取立てられてはならないか理由は女奴隷をも侮辱を加え売主の愛情と偶々同時に羞恥心をも傷付けたので何等起らない。というのは他の箇所で問答契約の取り止めでも亦、売却の約款で約定されたことに反対して買主が或ることを為したか又は為さなかったときには売主訴訟があると定められたからである。

§ 1 例えば、罰金を確約したので金銭の計算で売主の利害があるとき以外には人間の下された罰金の故に売却に基づいて訴訟されることができない(という説が)度々我々に気に入っている。のみならず売主の利害があると信ずることは激怒した意思に満足されたのではないので善良な男にはふさわしくない。これにより少く人間が売られたと見られることの故に準訴訟が

行なわれると裁量したパピニアヌスの見解は私を反対説へ呼んでいる。

7 同人 質疑録第十卷

奴隷がイタリア中にあらぬようにという約款で売られた。もし他の方法で為されたならば、買主が罰金を履行するという問答契約なくして合意した。その名義で復讐の理由から辛うじて売主が訴訟することができ、約款が遵守されないことで、他の者に確約した罰金に遭遇したときには、準訴訟が行なわれるであろう。他の者に履行することを強要される限度で、訴えることができるのがこの者には首尾一貫しているであろう。というのは越えるものは何であれ罰金であり、物の追求訴訟でないからである。もし罰の原因で移動されないようにと合意したならば、更に愛情の理由からも適法に訴訟される。善行で人間を扱うことは人間の利害があるので、これが相互に反対であるとは見られない。誠に罰金が下されないことの憤怒が唯苛酷さのみを包含している。

8 同人 質疑録第二七卷

或者が個有の奴隷を売却し特定期間内に手から放たれるよう指示した。ところが、その後意志を変更したが、それにも拘らず買主が手から放ったときには、売主がその名義で何か或る訴訟を持つかどうか問われた。奴隷が手から放たれ或は売主の意志が変更されたことで、売主訴訟が消滅したと私は云った。

9 パウルス 質疑録第五卷

ローマに逗留したときには捕縛することが許されるという約款でティティウスが奴隷を売却した。買主は同一の約款で他の者に売却した。奴隷が第二の買主より逃亡してローマに逗留する。捕縛があるかそして誰にと私は問う。答えた。逃亡奴隷に於いて何事も約款に反して為されなかつたと見られることは疑いない。蓋し所有者から立ち去ることができないし、逃亡中にある者はそこに逗留しないと私は解答した。もし第二の買主の意志に基づき約款に反して逗留したならば、約款の起草者であった者が優越すると看做されるべきであり、後のものが寧ろ警告する買主の及び、自分を解放することの同一の約款を繰返したが、その者の条件が出現した自己の売主の約款を何か他の方法で運び去ることはできない。何故ならたとえ、罰金を確約したとしても、自身も亦問答契約したとはいへ、拘束されるからである。しかし罰金確約に於いて、二つの訴訟があるが、しかしながら奴隷に対して捕縛が成立する。もし売春させられたなら解放される旨で最初の者が売却したならば、後の者は捕縛することが許されるが、捕縛よりも自由が優越する。先の約款が捕縛を持ち、後の約款が自由を(の)ときには、自由であることがより好意的であると云われるのは明らかである。蓋し故に両方共の条件は奴隷のために加えられていて、なるほど捕縛かし自由がその不法を取り出すからである。

10 スカエヴォラ ディゲスタ第七卷

パンフィリアとステイクスを売却した際に、比較的少い価格

で売却した同一の奴隷パンフィリアとステイクスはセイウスよりも一人の者の役権を受認しないこと及びその者の死亡後は自由中に逗留するようという合意された約款をはめ込んだ。これらについて買主と売主との間で合意したこれらの奴隷が買主の死亡後法上当然に解放されたか問われた。これらについて持ち出された故ハドリアヌス帝の勅法に従えば、これらについて問われている。パンフィリアとステイクスは、手から放たれなかつたときには、自由ではないと彼は解答した。クラヴィウスは売却の中で自由の云われた約款に基づいて、仮令手から放たれなかつたとしても、買主の死亡時に売主が自由を猶予したとはいへ、故マルクス帝は自由を六ヶ月中に設定する。